

昭和六十三年法律第二百八号

消費税法

目次

| | | | |
|---------------------|---------------------------|-----------------------|----------------------------|
| 第一回 総則（第一条—第二十七条） | 第二回 課税標準及び税率（第二十八条—第二十九条） | 第三回 税額控除等（第三十条—第四十一条） | 第四回 申告、納付、還付等（第四十二条—第五十六条） |
| 第五回 雜則（第五十七条—第六十三条） | 第六回 罰則（第六十四条—第六十七条） | 第七回 附則 | 第八回 第一章 総則 |
| （趣旨等） | | | |

第一条 この法律は、消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

第二条 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。

三 個人事業者 事業を行う個人をいう。

四 事業者 個人事業者及び法人をいう。

四の二 国外事業者 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者である個人事業者及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条をいう。

五 合併法人 分割により分割法人の事業を承継した法人をいう。

五の二 被合併法人 合併により消滅した法人をいう。

六 分割法人 分割をした法人をいう。

七 人格のない社団等 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものをいいう。

| | |
|-------------------------|---|
| 七の二 滞格請求書発行事業者 第五十七条の二 | 八の二 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるもの）を含む。）をいう。 |
| 二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。 | 八の二 特定資産の譲渡等 事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいいう。 |
| 二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。 | 八の三 電気通信利用役務の提供 資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号（定義）に規定する著作物をいう。）の提供（当該著作物の利用の許諾に係る取引を含む。）その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介する役務の提供を除く。）であつて、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以外のものをいう。 |
| 二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。 | 八の四 事業者向け電気通信利用役務の提供 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。 |
| 二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。 | 八の五 特定役務の提供 資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定める役務の提供（電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）をいう。 |
| 二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。 | 八の六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産でその価額が少額でないものとして政令で定めるものをいう。 |
| 二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。 | 九 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第六条第一項の規定により消費税を課さない人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条をいう。 |
| 二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。 | 九の二 輕減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。 |
| 二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。 | 十 外国貨物 関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物（同法第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいいう。）を含む。）をいう。 |
| 二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。 | 十一 課税貨物 保税地域から引き取られる外國貨物（関税法第三条（課税物件）に規定す |

| | |
|---|---|
| 十九 附帯税 国税通則法第一条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。 | 二十 中間納付額 第四十八条の規定により納付すべき消費税の額（その額につき国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項の他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。 |
| 十一 軽減対象課税貨物 課税貨物のうち、別表第一の二に掲げるものをいう。 | 十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項の他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。 |
| 十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項の他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。 | 十三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他これらとの規定期の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。 |
| 十三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他これらとの規定期の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。 | 十四 基準期間 個人事業者についてはその前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の二年前の日の前日から同日以後一年を経過するまでの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。 |
| 十四 基準期間 個人事業者についてはその前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の二年前の日の前日から同日以後一年を経過するまでの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。 | 十五 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるもの |

| | |
|---|---|
| 十五 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるもの | 十六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産でその価額が少額でないものとして政令で定めるものをいう。 |
| 十六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産でその価額が少額でないものとして政令で定めるものをいう。 | 十七 確定申告書等 第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。）及び第四十六条第一項の規定による申告書をいう。 |
| 十七 確定申告書等 第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。）及び第四十六条第一項の規定による申告書をいう。 | 十八 特例申告書 第四十七条第一項の規定による申告書（同条第三項の場合に限るものとし、当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をい |
| 十八 特例申告書 第四十七条第一項の規定による申告書（同条第三項の場合に限るものとし、当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をい | 十九 附帯税 国税通則法第一条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。 |
| 十九 附帯税 国税通則法第一条第四号（定義）に規定する附帯税をいう。 | 二十 中間納付額 第四十八条の規定により納付すべき消費税の額（その額につき国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条（更正）若しくは第二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項の他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。 |

者（次条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）の經營する販売場（第九項に規定する臨時販売場を除く。）であつて、免税購入対象者に対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をすることができるものとして、当該事業者の納稅地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

現に国税の滞納（その滞納額の徵収が著しく困難であるものに限る。）がないこと。

二、次項の規定により輸出物品販売場の許可を

(適格請求書発行事業者を除く。)については第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 個人事業者及び基準期間が一年である法人基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条

める課税期間である場合には、当該課税期間以後の課税期間（その基準期間における課税専上高が千万円を超える課税期間を除く。）中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同項本文の規定は、適用しない。

前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

前項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合

出書をその納稅地を所轄する稅務署長に提出しているときは、次項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課稅期間の末日の翌日以後は、第四項の規定による届出書は、その効力を失う。

やむを得ない事情があるため第四項又は第五項の規定による届出書を第四項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようととする課稅期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特

8 税務署長は、前項に規定する輸出物品販売完売を經營する事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認めた場合は、前項の規定に依りて輸出物品の輸出を

一項において同じ)の合計額をからいは掛ける金額から口に掲げる金額を控除した金額の合計額(以下この項及び第十一條第四項において「売上げによる税抜控価の返還等の金額の合計額」という)。を控除した残額イ基準期間中に行った第三十八条第一項に規定する売上げによる対価の返還等の金額

7
二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることとされやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。
第五項の場合において、第四項の規定によると届出書を提出した事業者は、同項に規定する納税期限の初日から同日以後二年を経過する

これら等が半年度申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関する必要な事項は、
政令で定める。

(前年又は前事業年度等における課税売上高による納稅義務の免除の特例)
第九条の二 固有事業者の手又は法人のうち

9 階段販売場（免税購入対象者に対し第一項に規定する物品を譲り受けたために七ヶ月以内の期間を定めて設置する販売場をいう。）を設置しようとする事業者（第七項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者に限る。）で次項の承認

口
規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額

第二項の二
個人事業者の者の生産に海上輸入高が千五百円以下である場合において、課税売上高が千五百円以下である場合において、該該事業者又は法人（前条第四項の規定による届出書類の提出により消費税を納める義務が免除されないもの

認を受けた者が、当該臨時販売場を設置する日の前日までに、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した届出書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該期間に限り、当該臨時販売場を第七項に規定する輸出物品販売場とみなして、第一項の規定による見合の適用を受ける。

二　基準期間が一年でない法人　基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上げに係る税抜き対価の返還等の金額の合計額を控除した残額を当該法人の当該基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第九項、第十二条の二第四項及び第十二条の四において同じ。)の保税区域から域からの引取り(以下この項、第十二条の二第一項及び第十二条の三第三項において「調整料金の固定資産の仕入れ等」という。)を行つた場合(第四項に規定する政令で定める課税期間に

2 を除く。)のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

前項に規定する特定期間における課税売上高

10 がら第四項までの規定を適用する。
前項の適用を受ける事業者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならない。

3 前項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一日とする。

おいて当該届出書の提出前に当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を含む。)には、前項の規定にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日(当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三

とは、当該特定期間中に国内において行つた譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額をいう。

項本文の承認及び徵収に係る権限並びに同項本文の規定により直ちに徵収する消費税に関する法令の規定に基づく権限の一部を税關の支署との他の税關官署の長に委任することができる。

間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一條第四項及び第十二條第三項を除き、以下この章において同じ。）が万円以下である課税期間につき第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載し、同書の内訳と併せて販路者毎に記載する。

十一条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。以下この項及び第十二条の二第二項において同じ。)の属する課税期間の初日から三年経過する日の属する規定の課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定によつて受けらるることとならない。

二 定する売上げに係る対価の返還等の金額
二 特定期間中にかつた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七八八分の百を乗じて算出した金額
一 國ト事業者トの事業者バ第一項の規定を適用

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者等の事項は、政令で定める。
(小規模事業者に係る納稅義務の免除)

出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定めた場合を除く）に課税される。

を受けることをやめよ」とする旨を記載した上で、出書を提出することができない。この場合において、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用

する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができる。

前三項に規定する特定期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。

一 個人事業者 その年の前年 一月一日から六
月三十日までの期間

るものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人、当該前事業年度開始の日以後六月

三 その事業年度の前事業年度が短期事業年度の期間

である法人、その事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他の政令で定めるものを除く。）開始の日

以後六月の期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日か

らその終了の日までの期間)
前項第二号又は第三号に規定する六月の期間
の末日がその月の末日でない場合における当該

期間の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が千

万円以下である相続人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は前条第一項の規定により消費税を納める義務が免余されない相

（注）（一）消費税を除く。（二）課税売上高を除く。（三）基準期間における課税売上高が

千万円を超える被相続人の事業を承継したときは、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間ににおける課税

資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が千万円以下である

場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との合計額が千円を超えるときは、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3
相続により、二以上の事業場を有する被相続人の事業を二以上の相続人が当該二以上の事業場を事業場ごとに分割して承継した場合の被相続人の基準期間における課税売上高の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4
で定めるところにより計算した金額のいずれかが千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該合併があつた日の属する事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。
合併法人の当該事業年度開始日の二年前の日から当該事業年度開始日の前日までの間に合併並びに易貸による、当該合併法人の

合併があつた場合は、おいて、当該合併法人の事業年度の基準期間における課税売上高（事業年度の基準期間中の国内における課税資産譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上に係る税抜き対価の返還等の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）と被合併法人の当該合併法人の該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として改めて算定する。

により計算した金額の合計額との合計額(当該合併会員の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他政令で定める場合は、政令で定める金額)が千万円を超えるときは、当該合併会員(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないもののを除く。)の当該事業年度(その第九条第三項

第一項に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。
(分割等があつた場合の納稅義務の免除の特例)
第十二条 分割等があつた場合において、当該分 割等を行つた法人(以下この項から第四項まで に於て「新設分割親法人」という。)の当該

分割等により設立された、又は資産の譲渡を受けた法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割法人」という。）の分割等があつた日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が、千万円を超えるときは、当該新

設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該分割等があつた日から当該分割等があつた日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等及び

定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度における課税資産の譲渡等及び定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 新設分割子法人の当該事業年度開始日の一年前の日の前々日以前に分割等（新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。）があつた場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件（新設分割子法人の発行済株式又は出資（その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分比五十を超える数又は金額の株式又は出資を除く。）において同じ。）に該当し、かつ、当該新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属する場合その他政令で定める場合であることをいう。次項において同じ。）に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度における課税資産の譲渡等及び定課税仕入れについては、同条第一項本文の規定は、適用しない。

い。当該事業年度の基準期間の末日において、当該事業年度の基準期間の末日において、当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に對応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が千円を超えるときは、当該新設分割親法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しな

7
文の規定は、適用しない。
第一項から第四項までに規定する分割等とは、次に掲げるものをいう。

二 法人が新たな法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（その新たな法人の
新説分書

設立の時において当該資産の出資その他当該設立のための出資により発行済株式又は出資の全部をその法人が有することとなるものに限る。」をし、その出資により新たに設立する法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立

資をして、当該新たな法人と会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十七条第一項第五号（事業譲渡等の承認等）に掲げる行為に係る契約を締結した場合における当該契約に基づく金銭以外の資産の譲渡のうち、当該新たなる法人の設立の時において発行済株式の全部をその法人が有している場合であることその他政令で定める要件に該当するもの

該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十三条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

前項の新設法人が、その基準期間がない事業

（当該分書が納入へ第一款第4項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等及

前項の新設法人が、その事業期間が長い場合、
年度に含まれる各課税期間（第三十七条第一項
の規定の適用を受ける課税期間を除く。）中に
調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合には、
当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕
入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間

の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、前条第一項から第三項まで若しくは前項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 その事業年度の基準期間がある外国法人（法人税法第二条第四号（定義）に規定する外国人をいう。次条第五項において同じ。）が、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合は、当該事業年度については、基準期間がないものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地区域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定新規設立法人の納税義務の免除の特例）

第十二条の三 その事業年度の基準期間がない法人（前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第二に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「新規設立法人」という。）のうち、その基準期間がない事業年度開始の日（以下この項及び次項において「新設開始日」という。）において特定要件（他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の者のにより新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。以下この条において同じ。）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な關係にある法人のうちいずれかの者について当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（国又は地方公共団体が一般会計に係る業務

人をもつて、次条第五項において同じくが当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等による事業を開始した場合は、当該事業年度については、基準期間がないものとみなして、前二項の規定を適用する。

第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(特定新規設立法人の納税義務の免除の特例)
第十二条の三 その事業年度の基準期間がない法

人（前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法
祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人
人その他の専ら別表第二に掲げる資産の譲渡等
を行うことを目的として設立された法人で政令
で定めるものを除く。以下この条において「新
規設立法人」という。）のうち、その基準期間
がない事業年度開始の日（以下この項及び次項
において「新設開始日」という。）において特

定要件（他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資（その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。（以下この条において同じ。）に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関係にある法人のうちいづれかの者について当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年

度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（国又は地方公共団体が一般会計に係る業務

（国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は外国若しくは外国の地方公共団体が行う事業におけるものと除く。）が該基準期間に相当する期間における総収入金額として政令で定めるところにより計算した金額（国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は外国若しくは外国の地方公共団体が行う事業におけるものと除く。）が五十億円を超える場合における当該新規設立法人（以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。）については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四項、第十二条第一項若しくは第二項若しくは前条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

令で定めるところにより計算した金額が五十億円を超える場合に該当するかどうかの判定に必要な事項について情報の提供を求められた場合には、これに応じなければならない。

5 その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合は、当該事業年度については、基準期間がないものとみなして、前各項の規定を適用する。

6 第二項から前項までに定めるものほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(高額特定資産を取得した場合等の納稅義務の免除の特例)

第十二条の四 事業者 (第九条第一項本文の規定により消費稅を納める義務が免除される事業者をして、当該事業者の納稅義務が免除される。) 第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産(棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、その価額が高額なものとして政令で定めるものを除く。)が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産(棚卸資産の仕入れ等に係る第一項若しくは前項の規定による届出書の提出により、該資産の譲渡等を行つた場合等に該当するものとみなして、前各項の規定を適用する。)が、当該事業年度については、基準期間がないものとみなして、前各項の規定を適用する。

7 第二項から前項までに定めるものほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 事業者が、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は他の者との契約に基づき、若しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産(当該事業者が相続、合併又は分割により被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合において、当該被相続人、被合併法人又は分割法人が自ら建設等をしたものと含み、当該棚卸資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上ととなつたものに限る。以下この項において「調整対象自己建設高額資産」という。)について第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた場合には、これららの規定の適用を受けた課税期間(これららの規定に規定する場合)の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税完了高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一项第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第十二条第二項若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前二項の規定により消費稅を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)に該当することとなつた日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産があつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間(その基準期間における課税完了高が千万円を超える課税期間及び第九条の二第一項、第十条第二項、第十一项第二項若しくは第六項、第十二条第二項から第十二条第二項若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前二項の規定により消費稅を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにおいては、第九条第一項本文の規定によつて適用しない。

2 事業者(第九条第一項本文の規定により消費稅を納める義務が免除される事業者を除く。)が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない

第三項の規定により消費稅を納める義務が免除されることとなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ又は、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、これに応じなければならない。

5 その事業年度の基準期間がある外国法人が、当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合は、当該事業年度については、基準期間がないものとみなして、前各項の規定を適用する。

6 第二項から前項までに定めるものほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 事業者が、高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は他の者との契約に基づき、若しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産(当該事業者が相続、合併又は分割により被相続人、被合併法人又は分割法人の事業を承継した場合において、当該被相続人、被合併法人又は分割法人が自ら建設等をしたものと含み、当該棚卸資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上ととなつたものに限る。以下この項において「調整対象自己建設高額資産」という。)について第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定の適用を受けた場合には、これららの規定の適用を受けた課税期間(これららの規定に規定する場合)の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税完了高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一项第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第十二条第二項若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前二項の規定により消費稅を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)に該当することとなつた日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産があつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間(その基準期間における課税完了高が千万円を超える課税期間及び第九条の二第一項、第十条第二項、第十一项第二項若しくは第六項、第十二条第二項から第十二条第二項若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項若しくは前二項の規定により消費稅を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにおいては、第九条第一項本文の規定によつて適用しない。

3 事業者(第九条第一項本文の規定により消費稅を納める義務が免除される事業者を除く。)が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない

第三項若しくは前項の規定により消費稅を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにおいては、第九条第一項本文の規定によつて適用しない。

4 第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等又は前項に規定する金地金等の仕入れ等が特例申請書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における第一項又は前項の規定の適用その他前三項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

5 第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等又は前項に規定する金地金等の仕入れ等が特例申請書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における第一項又は前項の規定の適用その他前三項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

6 法律上特定仕入れを行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合は、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。

7 法律上特定仕入れを行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その特定仕入れに係る対価を支払うべき者である場合にあつては、当該特定仕入れは、当該対価を支払うべき

3 同項において同じ。)で除し、これに十一を乗じて計算した金額)が五十億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を、前項の規定により電気通信利用役務の提供を行つたとみなされる事業者として指定をするものとする。

この場合において、当該指定は、次項の届出書の提出期限(同項の規定による申告書の提出期限)までに当該届出書の提出がない場合は、当該指定に係る第45条第1項の規定による申告書の提出期限)から六ヶ月を経過する日の属する月の翌月の初日に、その効力を生ずる。

4 前項の規定により特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、その課税期間に係る第45条第1項の規定による申告書の提出期限(同項の規定による申告書の提出期限)までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納稅地を所轄する税務署長を通じて国税庁長官に提出しなければならない。

ただし、当該課税期間の末日において特定プラットフォーム事業者である者については、この限りでない。

5 国税庁長官は、第一項の規定により特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称その他の政令で定める事項を速やかに公表しなければならない。

6 前項の通知を受けた特定プラットフォーム事業者は、第一項の規定が適用されることとなる電気通信利用役務の提供に係る国外事業者に対する同項の規定が適用されることとなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

特定プラットフォーム事業者は、第四項の規定により公表された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納稅地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、国税庁長官は、政令で定めるところにより、変更があつた事項を速やかに公表しなければならない。

7 特定プラットフォーム事業者は、その課税期間から当該課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間(以下この項において「第

三年度の課税期間」という。までのいずれの課税期間においても第一項の規定の適用を受ける電気通信利用役務の提供に係る対価の額の会計額（これらの課税期間のうち一年に満たない課税期間がある場合には、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算した金額）が五十億円以下である場合には、当該第三年度の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、その旨その他財務省令で定める事項を記載した書面をその納稅地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出して、第二項の指定の解除を申請することができる。

国税庁長官は、前項の申請があつた場合に遅滞なく、これを審査し、その申請に係る指定の解除をし、又は同項の場合に該当しないと認めるときは、その申請を却下する。

前項の規定により特定プラットフォーム事業者の指定が解除された事業者は、国税庁長官が第十二項の通知を発した日の翌日から同日以後六ヶ月を経過する日の属する月の末日までの間は、引き続き特定プラットフォーム事業者となして、第一項の規定を適用する。

特定プラットフォーム事業者は、第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した場合には、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納稅地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者が次の各号に掲げるいずれかの事実に該当すると認めるときは、第二項の規定による特定プラットフォーム事業者の指定の解除をすることができる。

第一項の規定の適用を受けるデジタルプラットフォームに係る事業を廃止したと認められるること。

二 消費税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

三 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

四 前三号に掲げるもののほか、消費税の徴収の確保に支障があると認められることがある。

国税庁長官は、第八項若しくは前項の規定により特定プラットフォーム事業者の指定を解除する

したとき、又は第八項の規定により申請を却下されたときは、これらの処分に係る事業者に対する措置として、書面によりその旨を通知する。この場合において、指定の解除に係る通知をしたときは、国税庁長官は、政令で定めるところにより、当該指定が解除された旨及び第一項の規定が適用されないこととなる年月日を速やかに公表しなければならない。

特定プラットフォーム事業者の指定の解除に関する前項の通知を受けた事業者は、第一項の規定が適用されないこととなる電気通信利用役務の提供に係る国外事業者に対し、同項の規定が適用されないこととなる旨及びその年月日を速やかに通知するものとする。

第一項の規定の適用を受ける特定プラットフォーム事業者の第九条第一項及び第三十七条第三項の規定の適用については、第九条第一項中「を除く」とあるのは、「及び第十五条の二第二項の規定の適用を受ける同項に規定する特定プラットフォーム事業者を除く」と、第三十七条第一項中「及びその他」とあるのは、「そのことと、「国外事業者」とあるのは、「国外事業者及び第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定プラットフォーム事業者」とする。

特定プラットフォーム事業者は、その課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書を含む。)に第一項の規定の適用を受ける金額その他の財務省令で定める事項を記載した明細書添付しなければならない。

前各項に定めるもののほか、事業者が特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継した、又は当該事業を譲り受けた場合の手続その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例)

第十六条 事業者が所得税法第六十五条第一項(リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期)又は法人税法第六十三条第一項(リース譲渡)に係る収益及び費用の帰属事業年度に規定するリース譲渡に該当する資産の譲渡等(以下この条において「リース譲渡」という。)を行つた場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるため当該リース譲渡に係る対価の額

2 額で当該リース譲渡をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの(当該課税期間において支払を受けたものを除く。)に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該リース譲渡に係る対価の額から控除することができる。

3 前項の規定によりリース譲渡をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該リース譲渡に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当するとなつた場合は、所得税法第六十五条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当する経理しなかつた決算に係る事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間若しくは同条第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

4 第一項又は前項本文の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書を含む。次条第四項及び第十八条第二項において同じ。)にその旨を付記するものとする。前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割によりリース譲渡に係る事業を分割承継法人に承継させた場合又は同項の規定の適用を受ける事業者が第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合におけるリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 個人事業者が、所得税法第三十二条第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納)に規定

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例) 定する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産の延滞条件付譲渡をした場合その他の場合の資産の譲渡等の時期の特例については、前各項の規定に準じて、政令で定める。

第十七条 事業者が所得税法第六十六条规定第一項（工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）

（注）（前記の「長期大規模工事」の定義によれば、（一）の「長期大規模工事」は、（二）の「長期大規模工事」に該当する。）（注）（前記の「長期大規模工事」の定義によれば、（一）の「長期大規模工事」は、（二）の「長期大規模工事」に該当する。）

2
は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとができる。
事業者者が所得稅法第六十六条规定第二項又は法人免れ得る場合第ニ項に定むる事項に付する。

の条において、「工事」という。)の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるためその工事の請負に係る対価の額につきこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしているときは、当該工事の目的物のうち当該方法により経理した収入金額又

は、これらの規定によりその収入金額が総収入額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれぞれの事業年度終了の日归属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとすることができる。ただし、所得税法第六十六条第二項ただし書又は法人税法第六十六条第二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十六条第二項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二

月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十一条第二項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

大規模工事又は工事の請負に係る資産の譲渡等のうち、その着手の日の属する課税期間から当該引渡しの日の属する課税期間の直前の課税期間までの各課税期間においてこれらの規定によ

り資産の譲渡等を行つたものとされた部分に於いては、同日の属する課税期間においては資産の譲渡等がなかつたものとして、当該部分に係る対価の額の合計額を当該長期大規模工事又は工事の請負に係る対価の額から控除する。
前三項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

二項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、これらの規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合又はこれらの規定の適用を受ける法人が分割により長期大規模工事若しくは工事に係る事業を分割承継法人に承継させた場合における長期大規模工事又は工事に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政

(小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等
の特例)
第十八条 個人事業者で所得税法第六十七条第一項又は第二項(小規模事業者等の収入及び費用項の帰属時期)の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期は、その資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日及びそ

の課税仕入れに係る費用の額を支出した日とすることができる。
前項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

第十九条 この法律において「課税期間」とは、
次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号
に定める期間とする。
一 個人事業者（第三号又は第三号の二に掲げ
る個人事業者を除く。）一月一日から十二月
三十一日までの期間

二
法人（第四号又は第四号の二に掲げる法人
を除く。）事業年度

三の二 第一号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を二ヶ月ごとの期間に変更することについてその納稅地を所轄する稅務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日から三月三十日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間

個人事業者 一月一日以後一月ごとに区分した各期間

四の二 その事業年度が一年を超える法人で第一号に定める期間を「一月ごとの期間」に短縮すること又は前号に定める各期間を「一月ごとの期間」に変更することについてその納税の方法を監督する税務署長に届出書を提出したものの、その事業年度をその開始の日以後「一月ごとに」

分した各期間（最後に一月末満の期間を生じたときは、その一月末満の期間）
届け出の効力は、これらの規定による届出書の提出日があつた日（以下この項において「提出日」という。）の属するこれらの規定に定める期間の翌期間（当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合には、当該期間）の初日以後に生ずるものとする。この場合において、次の各旨

間をそれぞれ一の課税期間とみなす。
一 前項第三号又は第三号の二の規定の適用を受けていない個人事業者が、これらの規定による届出書を提出した場合 提出日の属する年の一月一日から届出の効力が生じた日の前日までの期間

二 前項第四号又は第四号の二の規定の適用を受けていない法人が、これらの規定による旨出書を提出した場合 提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前までの期間

三 前項第三号の規定の適用を受けている個事業者が、同項第三号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する同項第四号に定める期間開始の日から届出の効力が生じた日の前日までの期間
四 前項第四号の規定の適用を受けている法人が、同項第四号の二の規定による届出書を提出した場合 提出日の属する同項第四号に定める期間開始の日から届出の効力が生じた日の前日までの期間

の前日までの期間
第一項第三号から第四号の一までの規定による届出書を提出した事業者は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

は、その提出があつた日の属する課税期間の次の翌日以後は、第一項第三号から第四号の一までの規定による届出は、その効力を失う。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ同一の課税期間とみなす。

一 第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一日から

九月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第三号の二の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から十一月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合 当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間

二 第一項第四号の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のこ

最後の期間の直前の期間の末日までの間に、前項の規定による届出書の提出をした場合は第一項第四号の二の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の一月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合は

二　国内において特定課税仕入れを行つた場合

三　保税地域から引き取る課税貨物につき第十四条第一項の規定による申告書（同条第二項の規定による場合を除く。）又は同条第二項の規定による申告書を提出する場合

四　保税地域から引き取る課税貨物について特例申告書を提出した場合（当該特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をい。以下この号において同じ。）があつた場合を含む。以下同じ。）当該特例申告書を提出した日又は当該申告に係る決定（以下「特例申告に関する決定」という。）の通知を受けた日

前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上高が五億円を超えるとき、又は当該課税期間における課税売上割合が百分

二 前号に掲げる場合以外の場合
間における課税仕入れ等の税額の合計額に課
税売上割合を乗じて計算する方法
前項第一号に掲げる場合において、同号口に
掲げる金額の計算の基礎となる同号口に規定す
る課税売上割合に準ずる割合（当該割合が当該
事業者の営む事業の種類の異なるごと又は当該
事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の
種類の異なるごとに区分して算出したものであ
る場合には、当該区分して算出したそれぞれの
割合。以下この項において同じ。）で次に掲げ
る要件の全てに該当するものがあるときは、当
該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の
属する課税期間以後の課税期間については、前
項第一号の規定にかかるわらず、同号口に掲げる
金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合
を用いて計算した金額とする。ただし、当該割
合を用いて計算することをやめようとする旨を
記載した届出書を提出した日の属する課税期間
以後の課税期間については、この限りでない。

第一項に規定する課税貨物の外に付する課税貨物の額は、課税貨物の額とは、特定課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、同項に規定する保稅地域からの引取りに係る課税貨物とは、保稅地域から引き取つた一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に關する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜對価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額の額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて

のである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの
ハロイ
課税仕入れの相手方の氏名又は名称
課税仕入れを行つた年月日
課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(当該課税仕入れが他の者から受けた軽減
対象課税資産の譲渡等に係るものである場
合には、資産の内容及び軽減対象課税資產
の譲渡等に係るものである旨)
二 課税仕入れに係る支払対価の額 (当該課
税仕入れの対価として支払い、又は支払う
べき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは
権利その他経済的な利益の額とし、当該課
税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは
貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務
を提供する事業者に課されるべき消費税額
及び当該消費税額を課税標準として課され
るべき地方消費税額 (これらの税額に係る
附帯税の額に相当する額を除く。) に相当
する額がある場合には、当該相当する額を
含む。第三十二条第一項において同じ。)

じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項(第二号に掲げる消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る適格請求書等(第五十七条の四第一項に規定する適格請求書等をいう。第九項において同じ。)又は適格簡易請求書(第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第九項において同じ。)の記載事項を基礎として計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課るべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合 イに掲げる金額に口に掲げる金額を加算する方法

イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入料 課税資産の譲渡等との他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入料等に共通して要する課税仕入れ、特定課税仕入料等に果税貨物に係る課税仕入料等に

二 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。

二 当該割合を用いて前項第一号口に掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。

第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者は、同項の規定にかかるわらず、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期間における第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、同号に定める方法に代え、第二項第二号に定める方法により第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

第二項又は前項の場合において、第二項第二号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することはできないものとする。

計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。)で除し、これに十二を乗じて計算した金額)をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額のうちに当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等(請求書等の交付を受けることが困難である場合、特定課税仕入れに係るものである場合その他)の政令で定める場合における当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができないかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をい。

一 課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 特定課税仕入れを行った年月日

ハ 特定課税仕入れの内容

二 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額

ホ 特定課税仕入れに係るものである旨

イ 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

日 (課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取った年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)

ロ 課税貨物の内容

ハ 課税貨物の引取りに係る消費税額及び地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。次項第五号において同じ)又はその合計額

第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類及び電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。)をいう。

一 事業者に対し課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条例の規定により消費税が免除されるものを除く。次号及び第三号において同じ。)を行う他の事業者(適格請求書発行業者に限る。次号及び第三号において同じ。)が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する適格請求書又は適格簡易請求書

二 事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者が、第五十七条の四第五項の規定により当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付すべき適格請求書又は適格簡易請求書に代えて提供する電磁的記録

三 事業者がその行つた課税仕入れ(他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当するものに限るものとし、当該課税資産の譲渡等のうち、第五十七条の四第一項ただし書又は第十五条の六第一項本文の規定の適用を受ける

（ものを除く。）につき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で課税仕入れの相手方の氏名又は名称その他の政令で定める事項が記載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）事業者がその行つた課税仕入れ（卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税仕入れとして政令で定めるものに限る。）につき当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受けた請求書、納品書その他これらに類する書類で政令で定める事項が記載されているもの（関税法第六十七条规定（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているものイ 納税地を所轄する税関長ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることができることとなつた年月日（課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、保税地域から引き取ることができることとなつた年月日及び特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）ハ 課税貨物の内容二 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額並びに引取りに係る消費税額及び地方消費税額

ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

第一項の規定は、事業者が国内において行う別表第二第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）以外の建物（第十二条の四第一項に規定する高額特定資産又は同条第二項に規定する調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。第三十五条の二において「居住用貨貸建物」という。）に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。

第一項の規定は、事業者が課税仕入れ（当該課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。）の相手方の本人確認書類（住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいふ。）を保存しない場合には、当該保存がない

12 第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当該課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

13 第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物又は第八条第一項の規定により消費税が免除された物品に係るものである場合（当該課税仕入れを行う事業者が、当該消費税が納付されないこと又は免除されたものであることを知つていて場合に限る。）には、当該課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。

第七項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿及び同項に規定する請求書等の保存に関する事項、その他前各項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

（非課税資産の輸出等を行つた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十一条 事業者が国内において第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされる資産の譲渡等（以下この項において「非課税資産の譲渡等」という。）のうち第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等（以下この項及び次項において「輸出取引等」という。）に該当するものを行つた場合において、当該非課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものであるにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該非課税資産の譲渡等のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

事業者が、国内以外の地域における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場合において、当該資産が輸出されたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該資産の輸出のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十二条 事業者が、国内において行つた課税仕入れ（第三十条第一項の規定の適用を受けた

ものに限る。以下この条において同じ。) 又は特定課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、当該課税仕入れに係る支払対価の額若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額(同項に規定する税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の額若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第一項(同条第二項の規定の適用がある場合に限る。)の規定を適用する。

一 当該事業者の当該課税期間における第三十条第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額(以下この章において「仕入れに係る消費税額」という。)の計算について同条第二項の規定の適用がない場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百十分の七・八(当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、八百八分の六・二四)を乗じて算出した金額及び当該特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額を控除した残額

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額から課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れにつき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額から課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡

等（同号に規定するその他の資産の譲渡等をいう。第四項第一号ロにおいて同じ。）に共通して要する課税仕入れにつき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等の規定がある場合には、同項に規定するを受けた金額に係る消費税額の合計額に同条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額（同条第三項本文の規定による承認に係る割合を用いて計算した金額。第四項第二号ロにおいて同じ。）を控除した残額。

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に同号に規定する課税売上割合（以下この号及び第四項第三号において「課税売上割合」という。）を乗じて計算した金額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額。

前項の規定により仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

四 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税仕入れ又は特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行つた課税仕入れ又は特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

3 貨物（第三十条第一項に規定する保税地域から引取りに係る課税貨物をいう。以下この条及び第三十六条において同じ。）に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。）の規定を適用する。

当該事業者の当該課税期間における仕入れに係る消費税額の計算につき第三十条第二項の規定の適用がない場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額(当該課税期間において第一項第一号の規定の適用がある場合には、同号に定める残額)から保税地域からの引取りに係る課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。)の合計額を控除した残額

二 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合 イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額(当該課税期間において第一項第二号イの規定の適用がある場合には、同号イに掲げる残額)から課税資産の譲渡等とその他の規定の適用がある場合には、同号ロに掲げる残額)から課税資産の譲渡等にのみ要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額(当該課税期間において第一項第二号ロの規定の適用がある場合には、同号ロに掲げる残額)から課税資産の譲渡等に共通して要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額を同条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額(当該課税期間において第一項第三号の規定の適用がある場合には、同号に定める残額)から課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額に当該課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

前項の規定により、還付を受ける消費税額の合計額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

6
7 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、その相続人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき還付を受けるものとみなして、前二項の規定を適用する。
8 第三項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税仕入若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税仕入若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合について、それぞれ準用する。
第三十三条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合（第三十条第一項の規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含む。）において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第三年度

の課税期間の末日において当該調整対象固定資産を有しており、かつ、第三年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間（当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は保税地域からの引取りの日（当該調整対象固定資産に該当する課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日。次条第一項及び第三十五条において同じ。）の属する課税期間をいう。以トこの項及び次項において同じ。）における第三十条第二項に規定する課税売上割合（当該仕入れ等の課税期間において同条第三項本文の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する承認による割合。以下この項及び次項において同じ。）に対して著しく増加した場合として政令で定める場合に該当するときは第二号に掲げる合計額から第一号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算し、当該通算課税売上割合が当該課税売上割合に対して著しく減少した場合として政令で定める場合に該当するときは第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該加算をした後の金額又は当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 第三年度の課税期間の末日にて有する当該調整対象固定資産（以下この号において「保有調整対象固定資産」という。）の課税仕入れに係る消費税額若しくは特定課税仕入れに係る消費税額又は保有調整対象固定資産である課税貨物に係る消費税額（付帯税の額に相当する額を除く。）（以下この号及び次号において「調整対象基準税額」という。）に当該仕入れ等の課税期間における第三十条第二項に規定する課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額（仕入れ等の課税期間において同条第一項の規定により当該保有調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、調整対象基準税額の合計額）

の項において「課税売上割合」という。)を乗じて計算する方法又は同条第二項第二号に定める方法をいい、前項に規定する第三年度の課税率期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する通常課税売上割合とは、仕入れ等の課税期間から第三年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を政令で定めるところにより通算した課税売上割合をいう。

第一項の規定により同項第一号に掲げる合計額から同項第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該第三年度の課税期間の課税標準額に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整)

第三十四条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額(以下この項において「調整対象税額」という。)につき第三十条第二項第一号に定める方法により同号に規定する課税資産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係る消費税額を計算した場合において、当該事業者(相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内に同号に規定する他の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れ

に係る消費税額から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらとの日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

前項の規定により同項各号に定める消費税額を同項に規定する業務の用に供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等による消費税額とみなして当該業務の用に供した日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

(非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整)

第三十五条 事業者 (第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。) が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額(以下この条において「調整対象税額」という。)につき第三十条第二項第一号に定める方法により同号に規定するその他の資産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係る消費税額がないこととした場合において、当該事業者(相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地

域からの引取りの日から三年以内に同号に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

(居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整)

第三十五条の二 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が第十三条の課税期間の末日において当該居住用賃貸建物を有しており、かつ、当該居住用賃貸建物の全部又は一部を当該居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間（次項及び第三項において「調整期間」という。）に別表第二第十三号に掲げる住宅の貸付け以外の貸付けの用（第三項において「課税賃貸用」という。）に供したときは、当該有していいる居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税賃貸割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この

2 場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額について第三十条第十項の規定の適用を受けた場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した相続人、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これら者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。）が当該居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡したとき（当該居住用賃貸建物について第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合を含む。）は、当該譲渡をした居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額に課税譲渡等割合を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当該事業者の当該譲渡をした課税期間の仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

第一項に規定する第三年度の課税期間とは、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日とは、当該居住用賃貸建物の課税仕入れの日（当該居住用賃貸建物が第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産である場合には、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日）をいい、第一項に規定する課税賃貸建物の割合とは、当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額（第二十一条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額のうちに当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めることにより計算した割合をいい、前項に規定する課税譲渡等割合とは、当該事業者が第一項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日から当該居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間（以下この項において「課税譲渡等調整

期間」という。」に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額のうちに当該事業者が課税譲渡等調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいふ。

第三十六条 第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた日)の前日において消費税を納める義務が免除されていて期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの(これらを納める義務が免除されていて建設された棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額(当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百十分の七・八(当該課税仕入れに係る棚卸資産が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が軽減対象課税貨物である場合には、百八分の六・二四)を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。)をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

2 前項の規定は、事業者が政令で定めるところにより同項に規定する棚卸資産又は課税貨物の明細を記録した書類を保存しない場合には、当該保存のない棚卸資産又は課税貨物について該保存は、適用しない。ただし、災害その他やむを得

二 その課税期間の初日において所得税法第二条
第一項第八号の四(定義)又は法人税法第二条
第十二号の十九(定義)に規定する恒久的施設
を有しない国外事業者を除く。が、その納稅
地を所轄する税務署長にその基準期間における
課税売上高(第九条第一項に規定する基準期間
における課税売上高をいう。以下この項及び次
条第一項において同じ。)が五千万円以下であ
る課税期間(第十二条第一項に規定する分割等
に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法
人の政令で定める課税期間(以下この項及び次
条第一項において「分割等に係る課税期間」と
いう。)を除く。)についてこの項の規定の適用
を受ける旨を記載した届出書を提出した場合に
は、当該届出書を提出した日の属する課税期間
の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属す
る課税期間が事業を開始した日の属する課税期
間その他の政令で定める課税期間である場合に
は、当該課税期間)以後の課税期間(その基準
期間における課税売上高が五千万円を超える課
税期間及び分割等に係る課税期間を除く。)に
ついては、第三十条から前条までの規定により
課税標準額に対する消費税額から控除すること
ができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これ
らの規定にかかるわらず、次に掲げる金額の合計
額とする。この場合において、当該金額の合計
額は、当該課税期間における仕入れに係る消費
税額みなす。

2
係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の定額に対する消費税額から当該課税期間における金額に対する課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における金額を前項第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入に係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除して控除しきれない金額があり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第一号に掲げる金額から控除してなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済金額」という。）があるときは、当該控除未済金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

3
第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に当該届出書を提出するときは、この限りでない。

一 当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

二 当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する場合に該当するとき 第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

三 当該事業者が第十二条の四第一項に規定する場合に該当するとき（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する自己建設高額特定資産が同項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資

第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出は、その効力を失う。

やむを得ない事情があるため第一項又は第五項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようどし、又は受けることをやめようととする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

(災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例)

第三十七条の二 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び前条第一項の規定の適用を受ける事業者を除く。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この項目、次項及び第五項において「選択被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた場合において、当該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該承認を受けた選択被災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

前項の承認を受けようとする事業者は、前条第一項の規定の適用を受けることが必要となつた事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、前項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日から二月以内（当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその後の申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合には、当該選択被災課税期間に提出四十五条第一項の規定による申告書の提出期限まで）に、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相當でないと認めるときは、その申請を却下する。

税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日から二月を経過する日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。ただし、同項に規定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来する場合は、この限りでない。

6 災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（前条第一項の規定の適用を受ける事業者に限る。）が、当該被害を受けたことにより、当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する課税期間（当該課税期間の翌課税期間以後の課税期間のうち政令で定める課税期間を含む。以下この項において「不適用被災課税期間」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けることの必要がなくなつた場合において、当該不適用被災課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納稅地を所轄する稅務署長の承認を受けたときは、当該事業者は同条第五項の規定による届出書を当該承認を受けた不適用被災課税期間の初日の前日に当該稅務署長に提出したものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、「受けることが必要となつた」とあるのは「受けることの必要がなくなつた」と、「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と、第五項中「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第六項の承認を受けた事業者が、その承認前に第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合その他の場合における第一項又は第六項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十八條 事業者（第九条第一項本文の規定により消費稅を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた課稅資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法

律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)と当該対価の額に百分の十(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、百分の八)を乗じて算出した金額との合計額(以下この項及び第三十九条において「税込価額」という。)の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額(以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。)をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額(当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百十分の七・八(当該売上げに係る対価の返還等が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分八分の六・二四)を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。)の合計額を控除する。

前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない売上げに係る対価の返還等に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をことができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前項の規定を適用する。

前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合について準用する。

前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一

項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

の規定が適用された課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部を領収した場合には、その相

場合の消費税額の控除) 第三十八条の二 事業者 (第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業

第三十九条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等（第

て、第三項の規定を適用する。

者を除く）が、国内において行つた特定課税の仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（第二十八条第二項に規定する支払対価の額をいう。）の全部若しくは一部の返還又は当該

七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。を行つた場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき更生計画認可の決定により債権の切捨てが

7
害により当該分割に係る分割法人から事業を承継した分割承継法人について準用する。
第一項に規定する税込額に係る消費税額の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。

あつたことその他これに準するものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間

第四十一条 ~~削除~~ (税額控除の計算の細目)
第四十二条 この章に定めるもののほか、税額控除の計算の細目に関する必要な事項は、政令で定める。

金額に係る消費税額（当該返還を受けた金額又は戻預りを受けた債務の額に百分の七・八を乗じ

の譲り受けた上で、当該課税資産の譲渡等をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百分の七・八（当該税込価額が軽減対象課税資産

(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての中間申告)

て算出した金額をいう。次項において同じ。の合計額を控除する。

の六・二四)を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。の合計額を控除する。前項の規定は、事業者が財務省令で定めるところ(註記)。

び第十九条第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書の提出をしている事業者を除く。第四項、第六項及び第八項において同じ。」

した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額については、適用しない。

定する事実が生じたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすること

を開始した日の属する課税期間、法人にあつては三月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外の

業者において証明した場合は、この限りでない。

3 した場合はこの限りでない。
第一項の規定の適用を受けた同項の事業者が
同項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等の

項において同じ)開始の日以後一月ごとに区分した各期間(最後に一月末満の期間を生じたときはその一月末満の期間とし、当該一月ごと

が被相続人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行つた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 税込額の全部又は一部の領収をしたときは、
当該領収をした税込額に係る消費税額を課税
資産の譲渡等に係る消費税額とみなしてその事
業者のその領収をした日の属する課税期間の課
税標準額に対する消費税額に加算する。
相続により当該相続に係る被相続人の事業を

に区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項及び次項において「一月中間申告対象期間」という。)につき、当該一月中間申告対象期間の末日の翌日(当該一月中間申告対象期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から二月

前項の規定に合併して事業を承継した合併法人が、併用人が被合併法人により行われた特定課税仕入れに及ぼす影響等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた特定課税仕入れに及ぼす影響等を受けた場合について準用する。

続人により行われた課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権について当該相続人があつた日以後に第一項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該課税資産の譲渡等を行つたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

一　当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書（第四十五条第一項の規定による申告書を除く）に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が四百万円以下である場合における当該二月中間申告対象期間については、この限りでない。

当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書（第四十五条第一項の規定による申告書をいう。以下この条において同じ。）に記載す

での期間の月数の占める割合を乗じて計算した金額

二、当該課税期間開始の日から当該一月中間申告対象期間の末日までの期間、被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除して計算した金額

(合併により法人を設立する場合に限る)に係る合併法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除して計算した金額の合計額とする。

事業者は、その課税期間開始の日以後三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の期間を生じたときはその三月末満の期間とし、当該三月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項において「三月中間申告対象期間」という。)につき、当該三月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合又は当該三月中間申告対象期間が第一項の規定による申告書を提出すべき同項に規定する一月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該三月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該三月中間申告対象期間の末日までに確定したものと当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは、「第四項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは、「第四項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは、「三月中間申告対象期間の末日」と、「割合」とあるのは、「割合に三を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは、「三月

申告対象期間の末日までの期間の月数（当該月数が三を超えるときは、三）を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは、「第四項の事業者」と、「除して」とあるのは、「除し、これに三を乗じて」と読み替えるものとする。

事業者は、その課税期間（個人事業者においては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたものの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く）開始の日以後六月の期間（以下この項、第八項、第十項及び第十一項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が二十四万円以下である場合又は当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間については、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該六月中間申告対象期間の末日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

第六項第一号に掲げる金額が二十四四万円以下であることによりその六月中間申告対象期間について、同項の規定による申告書（以下この項及び第十一項において「六月中間申告書」という。）を提出することをしない事業者が、当該六月中間申告書を提出する旨を記載した届書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該届出書の提出をした事業者の当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間については、第八項の規定による届出は、その効力を失う。

第八項の規定による届出書の提出をした事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、当該事業者は第九項の規定による届出書を当該六月中間申告対象期間の末日にその納税地を所轄する税務署長に提出したものとみなす。

第一項から第七項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合）

第四十二条の二 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書（前条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。）の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文、第四項本文又は第

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等) 第四十三条 中間申告書を提出すべき事業者が第4十二条第一項に規定する一月中間申告対象期間又は同条第四項に規定する三月中間申告対象期間又は同条第六項に規定する六月中間申告対象期間(以下この項において「中間申告対象期間」という。)を一課税期間とみなして当該申告対象期間における課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額(当該中間申告対象期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条例の規定により消費税が免除されるものを除く。)に係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。)の合計額、特定課税仕入に係る課税標準である金額(当該中間申告対象期間中に国内において行つた特定課税仕入並に係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。)の合計額及び第四十五条第二項第一号から第四号までに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該課税資産の譲渡等に係る税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額及び当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額(次号において「課税標準額」という。)

二 税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額

三 当該中間申告対象期間を一課税期間とみなした場合に前章の規定により前号に掲げる消費税額から控除をされるべき第四十五条第二項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額並びに同項第二号に掲げる消費税額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項

項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む」とあるのは「中間申告書（第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書）とあるのは「中間申告書」とする。

第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する事業者が、同項に規定する中間申告書対象期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書（第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。第四十五条第五項において同じ。）又は適格簡易請求書（第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第四十五条第五項において同じ。）の写しを第五十七条の四第六項の規定により保存している場合（同項の規定により同項の電磁的記録を保存している場合を含む。）には、当該課税資産の譲渡等に係る第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額については、同号の規定にかかわらず、第四十五条第五項の規定の例により計算した金額とすることができる。

第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書には、財務省令で定めるところにより、同項に規定する中間申告書対象期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいふ。以下この章において同じ。）の明細その他的事項を記載した書類を添付しなければならない。（中間申告書の提出がない場合の特例）

第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合（第四十二条第十一項の規定の適用を受ける場合を除く。）には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に同条第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げた事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。

（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告）

第四十五条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、課税期間ごとに、当該課税期間の

記載した申告書を課税署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの（除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

一 その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る税率の異なるごとに区分した課税標準額によるごとに区分した課税標準である金額の合計額及びその課税期間中に国内において行つた課税額及びその課税期間中に国内において行つた課税額に掲げる消費税額の合計額

二 税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額

三 前章の規定によりその課税期間において前号に掲げる消費税額から控除をされるべき次に掲げる消費税額の合計額

イ 第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額

ロ 第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額

ハ 第三十八条の二第二項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額

ニ 第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額

四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額

五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げる消費税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その事業者が当該課税期間につき中間申告書を提出した事業者である場合には、第四号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間納付額を控除した残額に相当する消費税額

七 第四号に掲げる消費税額から中間納付額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

前項の規定による申告書を提出すべき個人事業者がその課税期間の末日の翌日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、政令で定めることにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該申告書を提出しなければならない。

3 個人事業者が課税期間の中途において死亡した場合において、その者の当該課税期間分の消費税について第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該消費税について当該申告書を提出しなければならない。

4 清算中の法人につきその残余財産が確定した場合には、当該法人の当該残余財産の確定の日に属する課税期間に係る第一項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内」(当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで)とする。

5 第一項の規定による申告書を提出する事業者が、当該申告書に係る課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを第五十七条の四第六項の規定により保存している場合(同項の規定により同項の電磁的記録を保存している場合を含む。)には、当該課税資産の譲渡等に係る第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額については、同号の規定にかかわらず、当該適格請求書に記載した同条第一項第五号に掲げる消費税額等その他の政令で定める金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。ただし、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第一項本文又は第十八条第一項の規定その他政令で定める規定の適用を受けた税額その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四十五条の二 前条第一項の規定による申告書（以下この項及び第四項において「消費税申告書」という。）を提出すべき法人（法人税法第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）（同法第一百四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける法人（第六十条第八項の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人を除く。）に限る。）が、消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度（同法第二条第十二号の七の二（定義）に規定する通算法人の場合にあっては、その提出をした日が事業年度終了の日の翌日から四十五日以内である場合のその事業年度を含む。）以後の各事業年度（同法第七十五条の二第一項の規定により同法第七十四条第一項（確定申告）又は第一百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長されている事業年度（同法第七十五条の二第九項（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により同法第七十五条の二第一項の規定の適用がないものとみなされる事業年度を含む。）に限る。）終了日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、前条第一項の規定にかかるわらず、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とする。

期間の末日の翌日から三月以内とする。

前項の規定による届出書を提出した法人は、同項の規定の適用を受けたことをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する事業年度終了日の属する課税期間以後の事業年度終了日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三バーセントの割合を乗じて計算した金

2
る金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過少となる場合
第四十七条第一項の規定による申告書に記載

場合（第九条の二第一項、第十一条第一項若しくは第二項、第十一項又は第十二条第一項から第六項までの規定により消費税を納める義務が免除されなくなった場合を含む。）当該事業者

地を所轄する税務署長に提出しなければならぬ。この場合において、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項本文の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から前項の登録を受けようとするときは、政令で定める日までに、当該申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を既行する場合を除き、第一項の規定

口 当該事業者が国税連則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ハ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

二 当該事業者が、次項の規定により第一項の登録を取り消され（次項第二号ホ又はヘに掲げる事実のいずれかに該当した場合に限る）、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

ホ 当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた

6 日から二年を経過しない者であること。
税務署長は、次の各号に掲げる適格請求書発行事業者が当該各号に定める事実に該当すると認めるときは、当該適格請求書発行事業者に係る第一項の登録を取り消すことができる。

一 特定国外事業者以外の事業者である適格請求書発行事業者 次に掲げるいずれかの事実イ 当該適格請求書発行事業者が一年以上所

口 在不明であること。
当該適格請求書発行事業者が事業を廃止
したこと認めらるること。

八 当該適格請求書発行事業者（法人に限る。）が合併により消滅したと認められる。

二 こと。
当該適格請求書発行事業者（国税通則法
第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける者

本
に限る。)が同条第二項の規定による納税
管理人の届出をしていないこと。

規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。
前項第一号に定める事実に該する事項に

前項第一号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第

二 特定国外事業者である適格請求書発行事業者 次に掲げるいずれかの事実

イ 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止したと認められること。

る。) が合併により消滅したと認められる
こと。

第一項の規定による申告書の提出期限まで

第五章

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出)

第五十七条 事業者が次の各号に掲げる場合には該当することとなつた場合には、当該各号に定め

一 課税期間の基準期間における課税売上高
る者は、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納稅地を所轄する稅務署長に提出しなければならない。

(第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号及び第二号の二において同じ。)が千万円を超えることとなつた

(適格請求書発行事業者の登録等)
第五十七条の二 国内において課税

二 その修正申告書又は更正決定等に係る課税期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額が過大となる場合

期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額が過少となる場合

第五章 雜則
(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなつた場合等の届出)

第五十七条 事業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その旨を記載した届出書を速やかに当

該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

課税期間の基準期間における課税売上高（第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号及び第二号の二における

いて同じ。)が千万円を超えることとなつた

に、当該申告書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する書面をいう。）が提出されていないこと。

二 当該適格請求書発行事業者（国税通則法第百七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ホ 消費税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかつた場合において、当該提出がなかつたことについて正当な理由がないと認められること。

ヘ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

チ 前項第二号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

ト 当該適格請求書発行事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

8 税務署長は、第一項の登録又は前二項の処分をするときは、その登録又は処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

適格請求書発行事業者は、第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納稅地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

9 税務署長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、当該届出に係る事項を適格請求書発行事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該変更後の適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を速やかに公表しなければならない。

10 適格請求書発行事業者が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日に、第一項の登録は、その効力を失う。

一 当該適格請求書発行事業者が第一項の登録の取消しを求める旨の届出書をその納稅地を

所轄する税務署長に提出した場合 その提出
があつた日の属する課税期間の末日の翌日
(その提出が政令で定める日の翌日から当該
課税期間の末日までの間にされた場合には、
当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日)
一 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止し
た場合 (前条第一項の規定により同項第三号
に掲げる場合に該当することとなつた旨を記
載した届出書を提出した場合に限る) 事業
を廃止した日の翌日

三 当該適格請求書発行事業者である法人が合
併により消滅した場合 (前条第一項の規定に
より同項第五号に掲げる場合に該当すること
となつた旨を記載した届出書を提出した場合
に限る) 当該法人が合併により消滅した日
税務署長は、第六項の規定による登録の取消
しを行つたとき、又は前項の規定により第一項
の登録がその効力を失つたときは、当該登録を
抹消しなければならない。この場合において、
税務署長は、政令で定めるところにより、当該
登録が取り消された又はその効力を失つた旨及
びその年月日を速やかに公表しなければならな
い。

12 前各項に定めるものほか、この条の規定の
適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(適格請求書発行事業者が死亡した場合におけ
る手続等)

11 第五十七条の三 適格請求書発行事業者 (個人事
業者に限る。以下この条において同じ。) が死
亡した場合には、第五十七条第一項の規定にか
かわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲
げる場合に該当することとなつた旨を記載した
届出書を、速やかに、当該適格請求書発行事業
者の納稅地を所轄する税務署長に提出しなけれ
ばならない。

2 適格請求書発行事業者が死亡した場合における
前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受
ける場合を除き、前項の規定による届出書が提
出された日の翌日又は当該死亡した日の翌日か
ら四月を経過した日のいずれか早い日に、その
効力を失う。

3 相続により適格請求書発行事業者の事業を承
継した相続人 (適格請求書発行事業者を除く。)
の当該相続のあつた日の翌日から、当該相続人
が前条第一項の登録を受けた日の前日又は当該
相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日
の翌日から四月を経過する日のいずれか早い日

までの期間（次項において「みなし登録期間」という。）については、当該相続人を同条第一項の登録を受けた事業者とみなして、この法律（同条第十項（第一号に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。この場合において、当該みなし登録期間中は、当該適格請求書発行事業者に係る同条第四項の登録番号を当該相続人の登録番号とみなす。

4 前項の規定の適用を受けた相続人の被相続人に係る前条第一項の登録は、当該相続人のみなし登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失う。

5 税務署長は、第二項又は前項の規定により前条第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該登録がその効力を失つた旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

6 適格請求書発行事業者の事業を承継した場合における棚卸資産に係る消費税額の調整その他この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格請求書発行事業者の義務）

第五十七条の四 適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行つた場合（第四条第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場合、第十七条第一項又は第二項本文の規定により資産の譲渡等を行つたものとされる場合その他政令で定める場合を除く。）において、当該課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条において同じ。）から次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下第五十七条の六までにおいて「適格請求書」という。）の交付を求められたときは、当該課税資産の譲渡等で定めるものを行う場合は、この限りでない。

一 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号（第五十七条の二第四項の登録番号をいう。次項第一号及び第三項第一号において同じ。）

二 課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）

三 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）

四 課税資産の譲渡等に係る税抜額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。次項第四号及び第三項第四号において同じ。）又は税込価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。次項第四号及び第三項第四号において同じ。）を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率（第二十九条第一号又は第二号に規定する税率に七十八分の百を乗じて得た率をいう。次項第五号及び第三項第五号において同じ。）

五 消費税額等（課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額の合計額として前号に掲げる税率の異なるごとに区分して合計した金額ごとに政令で定める方法により計算した金額をいう。）

六 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称（前項本文の規定の適用を受ける場合において、同項の適格請求書発行事業者が国内において行つた課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類（以下第五十七条の六までにおいて「適格簡易請求書」という。）を交付することができる。）

一 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができる。

別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行つた時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

国若しくは地方公共団体特別会計を設けて事業を行う場合に限る。(別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。)があり、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額(次項及び第六項において「課税標準額に対する消費税額」という。)から控除することができる課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)

の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税仕入れ等の税額の合計額とみなす。

前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しき

3 別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行つた時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

国若しくは地方公共団体特別会計を設けて事業を行う場合に限る。(別表第三に掲げる法

人又は人格のない社団等(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。)があり、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額(次項及び第六項において「課税標準額に対する消費税額」という。)から控除することができる課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)

の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税仕入れ等の税額の合計額とみなす。

前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しき

6 第一項の規定により第一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかるわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

7 国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第九条、第四十二条、第四十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、適用しない。

8 前各項に定めるものほか、国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて行う事業に限る。)又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(財務省令への委任)

第六十一条 この法律に定めるものほか、この法律の規定による許可若しくは承認に関する申請若しくは提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、財務省令で定める。

(特定資産の譲渡等を行う事業者の義務)

第六十二条 特定資産の譲渡等(国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限り、あらかじめ、当該特定課税仕入れを行ふ事業者が第五条第一項の規定による還付を受けようとするものに限る。)を提出した場合に限る。)

は、政令で定める。

3 前二項の犯罪(第一項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとしたときに係るものから控除することができる課税仕入れ等及び特定課税仕入れに係る消費税の譲渡等及び特定課税仕入れに對する消費税額相当する金額又は還付金に相当する金額が千万円を超える場合には、前二項の罰金は、千万円を超える場合には、前二項の罰金は、前二項の罰金又は還付金に相当する金額以下とすることができる。

4 第一項の犯罪(同項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れ、又は免れようとしたときに係るものに限る。)に係る保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税に相当する金額の十倍が千万円を超える場合には、情状により、前二項の罰金又は還付金に相当する金額又は還付金に相当する金額以下とすることができる。

5 第一項第一号に規定する保税地

6 第八条第四項本文の規定に違反して同項に定めるものほか、国若しくは地方公共団体別表第三に掲げる法人の代表者(人格のない社団等の管理人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各条の罰金刑を科する。)

7 前項の規定により第六十四条第一項、第二項又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

8 前各項に定めるものほか、第五十条の規定による申告書をその提出期限までに提出せず、又は偽りの申告書を提出したとき。

9 第四十七条第二項の規定による申告書をそ
は同条第三号に掲げる電磁的記録を提供したとき。

10 第五十七条の五の規定に違反して同条第一号若しくは第一号に掲げる書類を交付し、又は同条第三号に掲げる電磁的記録を提供したとき。

11 第四十七条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出したとき。

12 第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。)をしたとき。

13 第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した者若しくは媒介のため当該物品を持ち、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者又は譲受け(これらの委託を受け、若しくは役又は五十万円以下の罰金に処する。

14 個別に提出しないことにより消費税を免れた場合は、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又は五百円を超える場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

15 前項の犯罪に係る課税資産の譲渡及び特定課税仕入れに対する消費税に相当する金額が五百円を超える場合には、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円を超える場合には、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に超え当該消費税に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

第二条 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十二条第一項及び第二項、第二十一条第三項及び第二項並びに第二十四条第一項及び第二項の規定 平成元年三月一日

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第二项、第二十三条第三項及び第四項、第二十一条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九項まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条(関税三項)、第二十三条第三項及び第四項、第二十一条第三項、第二十五条第二項の改正規定に限る)、附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く)並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年四月一日

(旅客運賃等に関する経過措置)

2

(施行期日等)

3

(工事の請負等に関する経過措置)

3

律が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、同条第二項及び第三項の規定により計算する。

前項の規定により基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、第九条第二項の規定にかかわらず、昭和六十四年一月一日から平成元年二月二十八日までの期間における課税売上高（当該期間中に国内外において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額から当該期間中に行つた第九条第二項に規定する売上げに係る税抜き対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。）に六乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

事業者が、第九条第四項に規定する届出書を適用日前にその納稅地を所轄する稅務署長に提出した場合における同項及び同条第六項の規定の適用については、同条第四項中「届出書」とあるのは「届出書を平成元年三月三十一日までに」と、「当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その後の政令で定める課税期間ではある場合には、当該課税期間）」とあるのは「平成元年四月一日の属する課税期間」と、同条第六項中「同項に規定する課税期間」とあるのは「平成元年四月一日の属する課税期間」とある。

（相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等の経過措置）

第六条 第十条から第十二条までの規定は、施行日の翌日以後にこれらの規定に規定する相続合併及び分割があつた場合について適用する。

第二項若しくは第四項又は第十二条第一項から第五項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する基準期間に対応する期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該期間の初日から施行されたものとして、これらの規定を適用する。

（割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例等に関する経過措置）

第七条 第十五条の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等について適用する。

第二項の規定は、適用日以後に行われる同条第五項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡について適用する。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の
特例に関する経過措置)

第八条

事業者が、適用日前に締結した長期工事契約工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の例に関する経過措置)

第十条 (個人事業者の納稅地の特例に関する経過措置) 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けて

「百六分の六」と、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の六」と、「百三分の三」とあるのは、「百六分の六」と、第三十九条

特例に関する経過措置

八条 事業者が、適用日前に締結した長期工事 第十七条第一項に規定する長期工事をいう。以下この項において同じ。)の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行なう場合(附則第三条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該事業者が、当該长期工事に係る対価の額について、適用日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において第十七条第一項に規定する工事進行基準の方法により経理した金額があるときは、当該长期工事の目的物のうち当該长期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に對応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分は、同項の規定により既に工事進行基準の方法により経理した金額に係るものとみなして、同条第二項の規定を適用することができる。

事業者が前項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等を行つた場合における第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用については、第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの」及び附則第八条第一項の規定の適用を受けることあるのは「免除されるもの」及び附則第八条第一項の規定の適用を受けるもの」とする。

事業者が、他の事業者から第一項の規定の適用を受ける目的物の引渡しを受けた場合には、当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分は、適用日前に引渡しを受けたものとみなす。事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合には、その相手方に対し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例に関する経過措置

九条 第十八条の規定は、同条第一項に規定する個人事業者が適用日以後に行なう資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

第十条 (個人事業者の納稅地の特例に関する経過措置) 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納稅地の特例)の規定の適用を受けて

「百六分の六」と、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の六」と、「百三分の三」とあるのは、「百六分の六」と、第三十九条

(個人事業者の納税地の特例に関する経過措置)

第十一条 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納税地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十一条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれららの規定に規定する書類の提出があつたものとみなす。

(普通乗用自動車の税率等に関する経過措置)

第十二条 適用日から平成四年三月三十一日までの間に国内において行われる普通乗用自動車の譲渡又は保税地域から引き取られる普通乗用自動車に係る消費税の税率は、第二十九条の規定にかかわらず、百分の六とする。

前項に規定する普通乗用自動車とは、長さが三百二十センチメートルを超える幅が百四十七センチメートルを超えて又は気筒容積が五百五十立方センチメートルを超える四輪以上の乗用自動車(電気を動力源とするもののうち、内燃機関を有しないものを除く)で、初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六十条第一項(新規検査)又は第七十一条第四項(予備検査)の規定により自動車検査証の交付を受けた日(これらの規定の適用を受けないものにあつては、使用を開始した日)から一年以上経過した乗用自動車及び同法第十三条(移転登録)の規定による移転登録を受けている乗用自動車(保税地域から引き取られる乗用自動車にあつては、引取り前に一年以上使用されたものとして政令で定めるもの)以外のものをいう。

事業者が、第一項に規定する期間内に同項に規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項に規定する割賦販売等を行った場合において、当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当該割賦販売等に係る貯金の額で、第一項に規定する期間後にその支払の期日が到来するものに係る部分の資産の譲渡について適用される税率は、第二十九条の規定にかかわらず、同項に規定する税率とする。

「百六分の六」と、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の六」と、「百三分の三」とあるのは、「百六分の六」と、第三十九条

五百六分の六」と、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」と、「百三分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十九条第一項中「百三分の三」とあるのは「百分の六」とする。

普通乗用自動車の譲渡を行う事業者の適用日の属する課税期間から平成四年三月三十一日の属する課税期間までの各課税期間及び第一項に規定する税率が適用される第三項に規定する資産の譲渡が行われた各課税期間に係る第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び第四十五条第一項の規定による申告書については、第四十三条第一項第一号中「課税標準額」及び第四十五条第一号中「課税標準額」第一号及び第四十五条第一号中「課税標準額」とあるのと同様に区分した課税標準である金額及びその合計額」と、第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準額」とする。

前二項に定めるものほか、普通乗用自動車に対しこの法律を適用する場合における技術的読替えその他普通乗用自動車に対するこの法律の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第六条 第三十二条の規定は、同条第一項の事業者が、適用日以後に国内において行つた課税仕入れにつき同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は適用日以後に保税地域から引き取つた課税貨物につき同条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合について適用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十三条 第三十七条第一項に規定する事業者が、同項に規定する届出書を適用日前にその納稅地を所轄する税務署長に提出した場合における同條の規定の適用については、同項中「記載した届出書を」とあるのは「記載した届出書を平成元年三月三十一日までに」と、「当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間)その他の政

う資産の譲渡等及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに施行日以後に保稅地域から引き取られる外国貨物に係る消費稅について適用し、施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに施行日前に保稅地域から引き取つた外国貨物に係る消費稅については、なお従前の例による。
(小規模事業者に係る納稅義務の免除に関する経過措置)

第三条 施行日以後に開始する消費稅法第十九条に規定する課稅期間(以下「課稅期間」という。)に係る新法第九条第一項に規定する基準期間における課稅売上高(次条第一項において「基準期間における課稅売上高」という。)については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までとの規定(改正前の消費稅法(以下「旧法」という。)別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等に係る部分に限る。次条において同じ。)が、当該基準期間の初日から施行されていてものとして、新法第九条第二項及び第三項の規定により計算する。

(相続があつた場合の納稅義務の免除の特例等に関する経過措置)

第四条 施行日以後に消費稅法第十条第一項に規定する相続(以下この条において「相続」という。)、同法第十一条第一項若しくは第三項に規定する合併(以下この条において「合併」という。)又は同法第十二条第一項に規定する分割(以下この条において「分割」という。)がある場合における新法第十条第一項に規定する被相続人による基準期間における課稅売上高、新法第十一条第一項若しくは第三項に規定する被合併法人による基準期間における課稅売上高又は新法第十二条第一項に規定する分割親法人による基準期間における課稅売上高については、当該基準期間の初日が施行日前であるときは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定が、当該基準期間の初日から施行されていたものとして、新法第十条第一項、第十二条第一項若しくは第三項又は第十二条第一項の規定を適用する。

二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までに規定する基準期間に對応する期間における課税売上高については、当該期間の初日から施行されたものとして、新法別表第十一條第一項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までの規定を適用する。

前二項に定めるものほか、相続、合併又は分割があつた場合における新法第十条から第十二条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)

第五条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十五条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等(新法別表第一第七号から第十二号までに掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号及び第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。)につき同一項目の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号から第十二号までの規定は、適用しない。

事業者が、施行日前に行つた消費税法第十五条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等(新法別表第一第七号に規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものに限る。)につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるものみなす。

(延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における非課税に関する経過措置)

第六条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販売等(新法別表第一第七号、第十号及び十二号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等に

第十二条 第十号 第九号 第八号 第七号 第六号 第五号 第四号 第三号 第二号 第一条

2 事業者が、施行日前に行つた消費税法第十六条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販売等（新法別表第一第七号イに規定する身体障害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を經營する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものに限る。）につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、新法別表第一第七号、第十号及び第十二号の規定は、適用しない。

3 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等（資産の譲渡等で新法別表第一第七号から第十三号までの規定は、適用しない。以下同じ。）につき、当該社会福祉事業等の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日三号までに掲げる資産の譲渡等に該当するもの（旧法別表第一第七号及び第八号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを除く。）をいう。以下の譲渡等に該当するもの（以下同じ。）につき、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後であるときは、当該社会福祉事業等の資産の譲渡等に該当するものは、新法別表第一第七号から第十三号までの規定は、適用しない。

2 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた社会福祉事業等の仕入れ（社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る役務の提供を受けることをいいう。以下同じ。）につき、当該社会福祉事業等の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該社会福祉事業等の仕入れに係る新法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお前項の例による。

害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施設を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するものをいう。(以下同じ。)又は授産作業の仕入れ(授産作業の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は授産作業の資産の譲渡等に係る役務の提供を受けること)をいう。

(授産作業の資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日又は当該授産作業の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該授産作業の資産の譲渡等については、新法第六条第一項に規定する別表第一に掲げるものとみなし、当該授産作業の仕入れについて、新法第三十条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等の適用を受ける課税仕入れに該当しないものとする。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第八条 事業者が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の仕入れにつき、新法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

新法第三十二条の規定は、授産作業の仕入れに係る同条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等について、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行った場合について適用する。

事業者が、施行日前に保税地域から引き取った外国貨物で新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものにつき、新法第三十二条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合には、当該消費税額の還付に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整に関する経過措置)

法第一条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産（以下この条において「調整対象固定資産」という。）の課税仕入れを行い、又は施行日前に調整対象固定資産に該当する課税貨物を保稅地域から引き取った場合において、当該調整対象固定資産を施行日以後引き続き当該業務の用に供している間は、当該調整対象固定資産について、新法第三十四条第一項に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供しているものとみなして、同条の規定を適用する。（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合の棚卸資産に係る消費税額の調整等に関する経過措置）

第十一条 新法第三十六条第一項の事業者が、施行日前において行つた社会福祉事業等の仕入れに係る棚卸資産又は施行日前に保稅地域から引き取つた外国貨物のうち新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するもので棚卸資産に該当するものをしている場合に、当該社会福祉事業等の仕入れに係る棚卸資産又は当該外国貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

新法第三十六条第一項の規定は、授産作業の仕入れに係る棚卸資産については、施行日以後に同項の事業者が国内において当該授産作業の仕入れを行つた場合について適用する。

前二項の規定は、新法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前二項中「第三十六条第三項」とあるのは、「第三十六条第三項」と、「事業者の被相続人又は被合併法人が保稅地域」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項の規定は、新法第三十六条第五項の事業者が、新法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「第三十六条第一項」であるのは、「第三十六条第五項」と読み替えるものとする。（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第十二条 新法第三十七条第一項の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例によつて。（課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置）

第十三条 事業者が、施行日前に国内において行った社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をし、当該売上げに係る対価の返還等を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、施行日前に国内において行つた社会福祉事業等の資産の譲渡等につき、新法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、なお従前の例による。（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）

新法第三十九条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等については、施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行つた場合について適用する。

第十四条 新法第三十九条の規定は、授産作業の資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権について、新法施行日以後に事業者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等を行つた場合について適用する。（小規模事業者に係る限界控除に関する経過措置）

第十五条 新法第四十条の規定は、施行日以後に開始する課税期間について適用し、施行日前に開始した課税期間については、なお従前の例によつて。（課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置）

第十六条 附則第七条の規定は、新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に外国貨物（新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものに限る。次項において同じ。）を保稅地域から引き取つた場合には、当該外国貨物につき課された又は課されるべき消費税額に係る新法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

一 社会福祉事業等の仕入れ
二 授産作業の資産の譲渡等

第十七条 新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が施行日前に外国貨物（新法別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するものに限る。次項において同じ。）を保稅地域から引き取つた場合には、当該外国貨物につき課された又は課されるべき消費税額に係る新法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

新法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が施行日前に行つた第一項各号に掲げる資産の譲渡等又は仕入れに関する経過措置及び当該法人が施行日前に保稅地域から引き取つた外国貨物に係る仕入れに係る消費税額の控除等に関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によつてさられる消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成六年三月三一日法律第二十七条）
（施行期日）
（附 則） （平成五年五月二一日法律第五一条）
（附 則） （平成四年六月五日法律第六十七条）
（附 則） （平成四年六月三日法律第八十七条）
（施行期日）
（第一条） この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成六年三月三一日法律第二十七条）
（附 則） （平成六年六月二九日法律第五六十号）
（附 則） （平成六年六月二九日法律第五六十号）抄

は第八項に規定する課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。国 地方公共団体等に対する特例に関する経過措置

は第八項に規定する課税期間が施行日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が施行日前に開始した場合については、なお従前の例による。この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。

附 則 （平成四年五月六日法律第三十九号）
（施行期日）
（第一条） この法律は、平成四年十月一日から施行する。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第十三条 事業者が、指定日から適用日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項(长期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)に規定する長期工事の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期工事に係る対価の額につき、適用日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度において同項に規定する工事進行基準の方法により経理した金額があり、かつ、同項の規定の適用を受けるときは、当該長期工事の目的物のうち当該長期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

第十四条 消費税法第十八条第一項(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例)の個人事業者が、適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率による。

2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで(仕入れに係る消費税額の控除等)の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例によること。

第十五条 事業者が、適用日前に国内において行った課税仕入れにつき、適用日以後に新消費税法第三十二条第一項(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除)に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除については、なお従前の例によること。

第十六条 新消費税法第三十六条第一項(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

2 前項の規定は、新消費税法第三十六条第一項(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)の事業者が、適用日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、新消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被相続人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)」とあるのは、「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは、「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3 第一条の規定は、新消費税法第三十六条第五項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文用に係る対価の返還等を受けた場合について準用する。

(小規模事業者に係る納稅義務の免除)の規定により消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。

第十七条 新消費税法第三十七条第一項(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

第十八条 新消費税法第三十八条第一項(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

2 新消費税法第四十二条第四項(課税資産の譲渡等についての中間申告)及び第四十三条(第四項を除く。)(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について行つた課税資産の譲渡等につき、適用日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例において行つた課税資産の譲渡等につき、適用日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

第十九条 新消費税法第三十九条第一項(貸倒れに係る消費税額の控除等)に規定する事業者が、適用日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを適用日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、新消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被相続人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)」とあるのは、「第三十六条第三項」と、「事業者」とあるのは、「個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは、「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

第二十条 旧消費税法第四十条第一項(小規模事業者等に係る限界控除)に規定する事業者の適用日前に開始した同項に規定する課税期間について、同条並びに旧消費税法第四十三条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)及び第四十五条(課税資産の譲渡等についての確定申告)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費税法第四十条第一項の規定は、新消費税法第三十六条第五項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文に区分した課税標準額」とする。

に終了する同項に規定する課税期間については、同項中「金額」とあるのは「金額(当該金額が、十万円を十二で除しこれに当該課税期間の初日から平成九年三月三十一日までの期間の月数(以下この項において「適用日前の月数」という。)を乗じて計算した金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の月数から適用日前の月数を控除した月数を乗じて計算した金額との合計額を超えるときは、当該合計額」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第一項及び前項」とする。

第二十一条 新消費税法第四十二条(課税資産の譲渡等についての中間申告)及び第四十三条(第四項を除く。)(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定は、同条第一項に規定する中間申告対象期間の末日が適用日以後である当該中間申告期間に係る同項に規定する中間申告書を提出する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合には、なお従前の例による。

2 新消費税法第四十三条第四項の規定は、同条第一項に規定する中間申告対象期間の末日が適用日以後である当該中間申告期間に係る同項に規定する中間申告書を提出する場合について適用する。

3 適用日以後に終了する課税期間(新消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合には、その末日が適用日以後である当該中間申告対象期間。以下この項において同じ。)においてこの附則の規定により旧消費税法第二十九条(税率)に規定する税率が適用される課税期間に係る新消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定による申告書で新消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び新消費税法第四十五条第一項(課税資産の譲渡等についての確定申告)の規定による申告書については、新消費税法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、新消費税法第四十五条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準額」とする。

新消費税法第四十五条第五項及び第四十六条第三項（還付を受けるための申告）の規定は、適用日以後に終了する課税期間に係るこれらの規定に規定する申告書を提供する場合について適用する。（国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）

第二十二条 消費税法第六十条第二項（国、地方公共団体等に対する特例）の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条（税率）に規定する税率による。

附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで（仕入れに係る消費税額の控除等）並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

消費税法第六十条第三項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前三項の規定に準じて、政令で定める。（罰則に関する経過措置）

第二十三条 第三条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十四条 附則第七条から前条までに定めるも ののほか、予約販売に係る書籍等に関する経過措置その他第三条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第二十五条 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等

を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるとときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

附則 平成六年一二月一六日法律第一七号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附則 平成七年五月八日法律第八七号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則 平成七年五月一九日法律第九四号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則 平成八年三月三一日法律第一四号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則 平成八年五月二九日法律第五三号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 平成八年六月一四日法律第八二号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第一百条 附則第三十二条第二項に規定する存続組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

附則 平成八年六月一九日法律第八八号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年五月九日から施行する。

附則 平成九年五月九日法律第四八号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年五月九日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年六月一三日から施行する。

附則 平成九年五月九日法律第四五号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年五月九日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年六月四日から施行する。

附則 平成九年六月四日法律第六八号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則 平成九年六月四日法律第六八号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則 平成九年六月二〇日法律第九六号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 平成九年五月九日法律第四八号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 平成九年一二月一九日法律第一四号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則 平成九年一二月一七日法律第一四号抄（施行期日）

第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附則 平成九年一二月一九日法律第一四号抄（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

| |
|---|
| <p>附 則 (平成一一年七月三〇日法律第一 一七号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一一年二月二二日法律第一 一六〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>附 則 (平成一一年二月二二日法律第一 一六〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一千一百一十条の規定 平成十三年四月一日 (政令への委任)</p> <p>第四条 この法律（第一条を除く。）は、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一二年三月三一日法律第二 〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> |
|--|

| |
|---|
| <p>附 則 (平成一二年四月七日法律第三十九 九号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年四月二六日法律第四 〇号) 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 第四条から第十条までの規定並びに附則第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百六十九条第三項に係る部分を除く。）の規定</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>附 則 (平成一三年六月二七日法律第七 五号) 抄 (施行期日等)</p> <p>第一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第十二条 第十条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）の規定によるなお従前の例によることとされる場合</p> <p>第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合</p> |
|--|

における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

(平成一三年六月二九日法律第八
(施行期日) 八号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則

(平成一三年七月四日法律第一〇
(施行期日) 一号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

(平成一四年六月一二日法律第六
(施行期日) 五号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

附則

(平成一四年一月二八日法律第
(施行期日) 一二九号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 一五三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 处分) 抄

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、改訂後の手続その他行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相當の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることと

される場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

(平成一四年六月一二日法律第六
(施行期日) 五号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 八号) 抄

第一条 この法律は、附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 一五五号) 抄

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 一五五号) 抄

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 一五五号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 一五五号) 抄

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 一五五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第七九
(施行期日) 一五五号) 抄

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、改訂後の手続その他行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

附則

(平成一四年七月三日法律第九
(施行期日) ○〇号) 抄

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第九
(施行期日) 一〇号) 抄

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）の施行の日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第九
(施行期日) 一〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第九
(施行期日) 一〇号) 抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第九
(施行期日) 一〇号) 抄

第一条 この法律は、附則第一から別表第四まで各号に定める日から施行する。

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則

(平成一四年七月三日法律第一
(施行期日) 〇〇号) 抄

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第一
(施行期日) 〇〇号) 抄

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）の施行の日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第一
(施行期日) 〇〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第一
(施行期日) 〇〇号) 抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第一
(施行期日) 〇〇号) 抄

第一条 この法律は、附則第一から別表第四まで各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則

(平成一四年七月三日法律第一
(施行期日) 〇〇号) 抄

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）の施行の日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第一
(施行期日) 〇〇号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第一
(施行期日) 〇〇号) 抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則

(平成一四年七月三日法律第一
(施行期日) 〇〇号) 抄

第一条 この法律は、附則第一から別表第四まで各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

| | |
|---|-------------------------------|
| 五 次に掲げる規定 平成十六年一月一日 | く。）並びに附則第二十五条及び第三十条の規定 |
| 六 略 | 第六条中消費税法第十九条の改正規定及び附則第二十七条の規定 |
| 七 次に掲げる規定 平成十六年三月一日 | イ カから今まで、略 |
| 八 次に掲げる規定 平成十六年四月一日 | イ カから今まで、略 |
| 九 次に掲げる規定 平成十六年四月一日 | イ カから今まで、略 |
| 一〇 第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第九条第一項及び第四項の規定は、平成十六年四月一日（以下附則第三十条までにおいて「適用日」という。）以後に開始する新消費税法第十九条に規定する課税期間（以下この条及び附則第二十 | く。）並びに附則第二十五条及び第三十条の規定 |

| | |
|--|---|
| 一一 第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。） | 八条において「課税期間」という。）について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。 |
| 一二 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第十六条及び第十七条の改正規定、同法第十二条の改正規定（三千万円）を「一千万円」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第一項の改正規定、同法第四十二条から第四十四条までの改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定、同法第五十九条第一号の改正規定、同法第六十条第八項の改正規定、同法第五章中第六十三条の次に「一条を加える改正規定、同法第六十五条の改正規定並びに同法別表第三第一号の改正規定（通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第一百四十二条（国税通則法第三十八条第三項の改正規定に限る。）の規定 | 二〇〇〇年四月一日から施行する。ただし、附則第十五条规定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。 |
| 一三 第二十六条 新消費税法第十条から第十二条（同条第三項に規定する特定要件に係る部分を除く。）までの規定は、これらの規定に規定する相続人があつた場合の納稅義務の免除の特例等の経過措置 | 二〇〇〇年四月一日から施行する。ただし、附則第十五条规定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。 |
| 一四 第二十七条 新消費税法第十九条（第一項第三号の二又は第四号の二の規定による届出書に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後に開始する年又は事業年度においてこれらの規定に規定する相続、合併、分割等又は吸収分割（以下この条において「相続等」という。）があつた場合について適用し、適用日前に開始した年又は事業年度において相続等があつた場合については、なお従前の例による。 | 二〇〇〇年四月一日から施行する。ただし、附則第十五条规定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。 |

| | |
|---|---|
| 一五 第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第九条第一項及び第四項の規定は、平成十六年四月一日（以下附則第三十条までにおいて「適用日」という。）以後に開始する新消費税法第十九条に規定する課税期間（以下この条及び附則第二十 | 二十九条から第三十六条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。 |
| 一六 第二十七条 新消費税法第十九条（第一項第三号の二又は第四号の二の規定による届出書に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後に開始する年又は事業年度（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。） | 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條、第十五条から第十八条まで及び第二十二条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。 |
| 一七 第二十八条 新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置） | 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条规定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。 |
| 一八 第二十九条 新消費税法第四十二条及び第四十三条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第三四項又は第六項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、旧消費税法第四十二条第一項、第四项、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。 | 第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。ただし、附則第十五条规定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。 |

| | |
|--|--|
| 一九 第三百六十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任） | 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第十五条规定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。 |
| 二〇 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条规定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。 | 第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）の施行の日から施行する。ただし、附則第十八条规定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。 |
| 二一 第二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条规定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。 | 第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）の施行の日から施行する。ただし、附則第十八条规定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。 |
| 二二 第二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条规定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。 | 第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）の施行の日から施行する。ただし、附則第十八条规定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。 |
| 二三 第二条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条规定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。 | 第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）の施行の日から施行する。ただし、附則第十八条规定による届出書を提出している事業者にあっては、なお従前の例による。 |

三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）第三号及び第四号（第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百十一条及び第一百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第百四十四条並びに第百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並び

附則（平成一八年三月三一日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十八年十月一日
イからニまで 略

ホ 第六条中消費税法第十六条第一項の改正
規定期（分割等があつた場合の納税義務の免除の特例の経過措置）

第六十二条 第六条の規定による改正後の消費税法（次条において「新消費税法」という。）第十二条第三項及び第四項の規定は、これらの規定に規定する基準期間の末日が施行日以後に到来する場合について適用し、施行日前に当該基準期間の末日が到来した場合については、なお従前の例による。

（災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の経過措置）

第六十三条 新消費税法第三十七条の二の規定は、同条第一項又は第六項に規定する災害その他の災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の経過措置

具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条
第一項(第二号、第四号、第五号及び第八号
から第十号までに係る部分に限る。)及び第
二項(第一号から第三号までに係る部分に限
る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五
条、第三十六条第四項(第三十七条第二項に
おいて準用する場合を含む。)、第三十八条か
ら第四十条まで、第四十一条(指定障害者支
援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る
部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援
施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係
る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、
第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係
る部分に限る。)及び第二項、第四十七条、
第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第
一項及び第三項並びに同条第四項から第七項
まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指
定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五
十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障
害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る
部分に限る。)、第七十条から第七十二条ま
で、第七十三条、第七十四条第二項及び第七
十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護
医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第

に附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十七条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十七条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日

三 附則第六十三条、第六十六条、第九十七条及び第一百十一条の規定 平成二十四年四月一日

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第六十二条 第六条の規定による改正後の消費税法（次条において「新消費税法」という。）第十二条第三項及び第四項の規定は、これらの規定に規定する基準期間の末日が施行日以後に到来する場合について適用し、施行日前に当該基準期間の末日が到来した場合は、なお従前の例による。

（災害等があつた場合の中事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例の経過措置）

第六十三条 新消費税法第三十七條の二の規定は、同条第一項又は第六項に規定する災害その他の経過措置

| 附 則 | |
|--------------------|--|
| (平成十八年三月三日法律第一二〇号) | |
| 第一条 | (施行期日) （施行期日） |
| 四 一から三まで | この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 四 一から三まで | 次に掲げる規定 平成十八年十月一日 イから二まで 略 |
| 本 （分割等） | 第六条中消費税法第十六条第二項の改正 の経過措置 |

他やむを得ない理由のやんだ日が施行日以後に到来する場合における当該災害その他やむを得ない理由の生じた日の属する同条第一項に規定する選択被災課税期間又は同条第六項に規定する不適用被災課税期間から適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに第百三十九条から第百三十三条までの規定 公布の日

二 及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百七十七条、第一百二十条、第一百三十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第

2 それぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手續がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一二八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百四十四号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年五月一一日法律第三十九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五十一条 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五十二条 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五十三条 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五十四条 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五十五条 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。

第四十八条 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

存続共済会は、消費税法その他の消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 (老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の三

を第四章の二とする改正規定及び同法第四十

一条の改正規定(「第二十九条の十二第

一項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。

第四条 (第六条及び第七条の規定並びに

附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二

条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災

に対処するための特別の財政援助及び助成に

関する法律(平成二十三年法律第四十号)附

則第一条の改正規定及び同条各号を

削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正

規定に限る。)及び第五十条から第五十二条

までの規定

公布の日

(検討)

第一条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第一条 (施行期日)

この法律(附則第一条第一号に掲げ

る規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一条 (施行期日)

この法律(附則第一条第一号に掲げ

る規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 (施行期日)

この法律(附則第一条第一号に掲げ

る規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二

月を経過した日

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一次に掲げる規定

公布の日から起算して二

三 略 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イから今まで 略

ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同法第十

一条に加える改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同法第十二条の

改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第十

一条に定める改正規定(「第二十九条の十二第

一項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。

第三十二条 (施行期日)

第一条 (施行期日)

この法律(附則第一条第一号に掲げる規定に

あつては、当該規定)の施行前にした行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 (施行期日)

この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

規定にあつては、当該規定によりなお従前の例によ

る。

(罰則に関する経過措置)

第一条 (施行期日)

この法律(附則第一条第一号に掲げる規定に

あつては、当該規定)の施行前にした行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 (施行期日)

この法律(附則第一条第一号に掲げる規定に

あつては、当該規定)の施行前にした行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

5 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした第六条の規定による改正前の消費税法第五十四条又は第五十五条の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一条 (施行期日)

この法律(附則第一条第一号に掲げる規定に

あつては、当該規定によりなお従前の例によ

る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一条 (施行期日)

この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

規定にあつては、当該規定によりなお従前の例によ

る。

(罰則に関する経過措置)

第一条 (施行期日)

この法律(附則第一条第一号に掲げる規定に

あつては、当該規定)の施行前にした行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 (施行期日)

この法律(附則第一条第一号に掲げる規定に

あつては、当該規定)の施行前にした行為に對

する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

電気通信役務をいう。」で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月三十一日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。））にあっては、当該確定したもの（うち、政令で定める部分）の当該確定した料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

事業者が、平成八年一月から平成二十四年三月一日（以降につづく月、第一回も支拂付

5
事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであって、当該役務の提供に先立つて対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、施行日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

二　当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。

二　事業者が事情の変更その他の理由により当

同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第七条 事業者が、指定日から施行日の前日までの間に締結した消費税法第十七条第一項に規定する長期大規模工事（以下この項において「長期大規模工事」という。）又は同条第二項に規定する工事（以下この項において「工事」とい

き、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を收取した日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

消費税法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十三条から第三十六条までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

年十月一日（以下この項から第五項まで及し附則第七条第一項において「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額

該対価の額の変更を求める事ができる旨の定めがないこと。

第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは

う。)の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事又は工事に係る対価の額につき、施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けるときは、当該长期大規模工事又は工事の目的物のうち当該长期大規模工事又は工事の着手の日から施行日の前日まで期間に付

第九条 事業者が施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき、施行日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(納稅義務の免除を受けないこととなつた場合)

される前の対価の額に相当する部分に限る。) に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

事業者が、第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受四」とする。

事の着手の日から放送日の前日までの期間に如きに応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

附則第五条第七項の規定は、事業者が、第一

等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置

又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

8 け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四」とする。

事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適用に付すに異色を呈する場合に當する

4 項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）について準用する。

事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に對しては該引渡しの受け取った旨の同項の適用を受ける。

2 費税額の調整については、なお従前の例によ
る。前項の規定は、消費税法第三十六条第三項の
個人事業者又は法人が、同項の被相続人又は被
合併法人若しくは分割法人の事業を承継した場
合について準用する。この場合において、前項

二　該期間中の対価の額が定められていること。
事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

三　契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ

用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることをについて書面により通知するものとする。
(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過

でも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

第六条 事業者が、施行日前に行つた消費税法第
十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき
措置)

第八条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき措置)

3 第一項の規定は、消費税法第三十六条第五項の事業者が、同法第九条第一項本文の規定によるものとする。

第六条

事業者が、施行日前に行つた消費税法第
一条第一項に規定する長期割賦販売等につき

第八

、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につ
ては、消費税率法第十八条第一項の個人事業者

3

のとする。
第一項の規定は、消費税法第二十六条第五項
事業者が、同法第九条第一項本文の規定によ

り消費税を納める義務が免除されることとなつた場合について準用する。
(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費
税額の控除に関する経過措置)
第十一條 新消費税法第三十八条第一項に規定す

〔課税標準である金額の合計額〕とあるのは、は「税率の異なることに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは、「税率の異なることに区分した課税標準額」とする。

(国) 地方公共団体等に対する特例に関する経過措置

資産の譲渡等につき一部施行日以後に元年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は元年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は、施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>新消費税法</p> | <p>課税資産の譲渡等については、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するもの除外</p> |
| <p>第三条の規定による改正後の消費税法（以下</p> | <p>正後の消費税法（以下</p> |

定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置) 第二十二条 新消費税法第三十九条第一項に規定す

第十四條 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が施用日以後のときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

| | | | |
|----|----------|------|----------------------------|
| | | | 附則第十四条までにおいて「元年新消費税法」という。) |
| 一項 | 附則第五条第一項 | 施行日前 | 附則第十四条までにおいて「元年新消費税法」という。) |
| 二項 | 附則第五条第二項 | 施行日前 | 附則第十四条までにおいて「元年新消費税法」という。) |
| 三項 | 附則第五条第三項 | 施行日前 | 附則第十四条までにおいて「元年新消費税法」という。) |

第一二四条（新賀利和洋第三十九条第一項に規定する事項）施行日前において、行つた課税資産の譲渡等による、同一の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領收をすることができなくなつた場合には、当該領收をすることができなくなった課税資産の譲渡等による同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

2 3 条に規定する税率による。
附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。
消費税法第六十条第二項の規定の適用を受けたる国又は地方公共団体が、施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をするべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十三条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

第十三条 新消費税法第四十二条第八項の規定は、同項に規定する六月中間申告対象期間に係る課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。次項及び附則第十六条第一項において同じ。）が施行日以後に開始するものについて適用する。

る同項に規定する法人が施行日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前三項の規定に準じて、政令で定める。
(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法(次

期間（消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合における該中間申告対象期間をいう。附則第十六条第一項において同じ。）にあっては、その末日が施行日以後である当該みなし課税期間（以下この項において同じ。）において付則第二条から前条まで及び次の

条及び附則第十六条の三において「元年新消費税法」という。の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下附則第十六条の三までにおいて「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、

条の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第四十五条第一項の規定による申告書について、同法第四十三

施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行つた資産の譲渡等、国内において事業者が行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

| 附則第三条 | |
|----------------------|--|
| 施行日前 | 施行日から附則第一條 |
| をいう | 第二号に定める日（以下附則第十四条までにおいて「一部施行日」という。）の前日まで |
| をいい、平成二十七年十月一日以後に行つた | の間 |

| | | 附則第五条第六七条 | | 附則第五条第六七条 | | 附則第五条第六七条 | | 附則第五条第六七条 | |
|--------|---|---|--|---|--|--|-------------------------|-------------------------|----------------------|
| | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| | | 前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第 一項において読み替えて準用する附則第七条第一項、第八条第一項及び第十 四条第一項の規定の適用を受ける場合について、前項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合(当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る)について、附則第七条第四項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合について、それぞれ | これらの場合における新消費税法 | 場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における元年新消費税法 | 元年新消費税法第三十三条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四 | 、又は 四」とする | 百五分の三」とあるのは、「百分の六・三」とする | 、若しくは 百八分の六・三」とする | |
| | (リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置) | 事業者が、施行日から一部施行日前までの間に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡(所得税法等の一部を | 前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合について、それぞれ | これらの場合における新消費税法 | 場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における元年新消費税法 | 元年新消費税法第三十三条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四 | 、又は 四」とする | 百五分の三」とあるのは、「百分の六・三」とする | 、若しくは 百八分の六・三」とする |
| 第十六條の二 | 事業者が、施行日から一部施行日前までの間に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡(所得税法等の一部を | 前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合について、それぞれ | 前項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は第一項において読み替えて準用する附則第七条第一項の規定は第一項において読み替えて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合について、それぞれ | これらの場合における新消費税法 | 場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における元年新消費税法 | 元年新消費税法第三十三条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四 | 、又は 四」とする | 百五分の三」とあるのは、「百分の六・三」とする | 、若しくは 百八分の六・三」とする |

第十八条 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から令和二年年度までの平均において名目の経済成長率で三バーセント程度かつ実質の経済成長率で二バーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

(罰則に關する経過措置)
第十七條 第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る第二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後にしては、なお従た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六條の三 元年新消費税法第三十八条の二(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置)

改正する法律(平成三十年法律第七号。以下この項において「三十年改正法」という。)第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。)につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で一部施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち一部施行日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率による。

前項第二項において読み替えて準用する附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
(政令への委任)
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年五月二一日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）
（平成二六年五月二日法律第四〇号）抄

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定めることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成五年三月三〇日法律第六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。
（平成二十五年三月三〇日法律第六号）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
（経過措置の原則）

附則
（平成二六年六月一八日法律第七号）抄

附 則（平成二五年五月三日法律第二百四十九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条、第八条及び第十二条から第十六条までの規定
二 平成二十六年四月一日
三 附 則（平成二五年六月二六日法律第六百四十九号）抄

第三条（行政手続の付けるもの）この法律は、行政手続に付けるものについて、この法律の施行前にされた行政手続の処分であつて、他の行為又はこの法律の施行前にされた行政手続に係る行政手続の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第六十三条の規定 電気事業法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十四号)の施行の日

附 則 (平成二十七年三月三一日法律第九号)
(施行期日)

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す

旅行する。ただし、次の名号に掲げる規定は当該名号に定める日から施行する。

2
提起するに際しては、(法律の)が不含む。(被請求者が)べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起さ

三
口 イ
略 次に掲げる規定 平成二十七年十月一日
での規定

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）
第一百六十六条 存続厚生年金基金及び存続連合会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。
（罰則に関する経過措置）

された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるもの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

(同法第八号の二に規定する特定期間の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る)、同法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除く)並びに

第一百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお從前の例による。

附則第三十五条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第十二項まで、第四十条から第四十七条まで、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十八条の規定

規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。
第四十二条 国内において特定課税仕入れを行う事業者の新消費税法適用日を含む課税期間以後の各課税期間（新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。）において、当該課税期間における課税売上割合（新消費税法第三十条第二項に規定する課税売上割合をいう。）が百分の九十五以上である場合には、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。

（納稅義務の免除を受けないこととなつた場合の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置）
第四十三条 旧消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、附則第三十六条第一項の規定により新消費税法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないことが免除了された日の前日において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産（消費税法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産をいう。以下この条において同じ。）又は当該期間における保稅地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。）を有しているときは、消費税法第三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「第十二条第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

第四十四条 新消費税法第三十七条第一項の規定は、新消費税法適用日以後に終了する課税期間（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）
 2 新消費税法第三十七条第一項の規定は、新消費税法適用日以後に終了する課税期間から適用し、新消費税法適用日前に終了する課税期間中に国内において行った特定課税仕入れ税期間については、なお従前の例による。

はなかつたものとして、新消費税法の規定を適用する。（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）
第四十五条 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。次条及び附則第四十八条第二項において同一の）、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいじ。）につき、新消費税法適用日以後に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。（貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置）
第四十六条 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事が生じたため、新消費税法適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。（特定資産の譲渡等を行う事業者の義務に関する経過措置）
第四十七条 新消費税法第六十二条の規定は、事業者が新消費税法適用日以後に国内において行う特定資産の譲渡等（新消費税法第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいい、消費税法第六条第一項の規定により消費税税を課さないこととされるものを除く。）について適用する。（特定役務の提供に係る消費税の課税等に関する経過措置）
第四十八条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条中消費税法第二条第一項第八号の五に係る部分に限る。による改正後の消費税法（次項において「二十八年新消費税法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日（以下この条において「二十八年新消費税法適用日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び二十八年新消費税法適

用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れに係る消費税について適用し、新消費税法適用日から二十八年新消費税法適用日の前日までに国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び新消費税法適用日から二十八年新消費税法適用日の前日までの間に国内において事業者が行つた課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置）
第四十九条 新消費税法第三十九条第一項に規定する合併があつた場合又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する分割等があつた場合若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する吸収分割があつた場合について、附則第三十七条第三項の規定は新消費税法第十二条の三第一項に規定する新設開始日が二十八年新消費税法適用日以後である場合について、附則第四十一条の規定は二十八年新消費税法適用日前に国内において行つた課税仕入れにつき二十八年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第四十五条及び第四十六条の規定は二十八年新消費税法適用日前に国内において行つた課税資産の譲渡等につき二十八年新消費税法適用日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第四十五条及び第四十六条の規定は二十八年新消費税法第三十二条第一項に規定する領収をする事ができなくなつた場合について、それぞれ準用する。（その他の経過措置の政令への委任）
第一百三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとなるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九条並びに第一百十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）
 （消費税法の一部改正に伴う経過措置）
第八十二条 存続中央会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用について、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。
 （罰則に関する経過措置）
第一百四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後についた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 （政令への委任）
第一百五条 この附則に定めるもののほか、この二に規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限る。による改正後の消費税法（次項において「二十八年新消費税法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日（以下この条において「二十八年新消費税法適用日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び二十八年新消費税法（次条において「二十八年新消費税法」という。）の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年三月三一日法律第一)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

五の四 第二条 (第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、第七条中地方財政法第

三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六

条 (第六項を除く。)、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条 (第二項を除く。)、第三十一条、第三十二条、第三

十五条 (次号に掲げる改正規定を除く。)、第

三十七条の三第二項、第三十九条、第四十

条、第四十一条 (税理士法 (昭和二十六年法

律第二百三十七号) 第五十一条の二の改正規

定に限る。)、第四十二条から第四十七条ま

で、第四十八条、第五十条並びに第五十二条ま

から第五十六条までの規定 令和元年十月

一日

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一)

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第八条の改正規定 平成

二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 及びロ 略

ハ 第五条中消費税法第四条の改正規定及び

同法第六十二条の改正規定並びに附則第三

十三条の規定

四から七まで 略

五の二 附則第四十条第三項の規定 令和元年

七月一日

七の三 次に掲げる規定 令和元年十月一日

イ から二まで 略

ホ 附則第三十四条から第三十九条まで及び

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 令

和三年十月一日

八の二 附則第五十一条の二第五項の規定 令

和五年四月一日

九 次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ 第五条の規定 (同条中消費税法第二条第

四項の改正規定、同法第四条の改正規定、

同法第八条の改正規定、同法第九条第五項

の改正規定、同条第七項の改正規定、同法

第十二条の三の次に一条を加える改正規定

十三の三を「第十二条の四」に改める

部分に限る)、同条第七項の改正規定、同法

三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三

十三条の五の八の次に一条を加える改正規定

並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六

条 (第六項を除く。)、第十一条、第十四条、第

十七条の三を「第十二条の四」に改める

部分に限る)、同条第七項の改正規定、同法

三

二 第三十二条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

三

四 第三十三条 第五条の規定 (同条中消費税法第四

五

六 第三十四条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七

八 第三十五条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九

十 第三十六条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

十一

十二 第三十七条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

十三

十四 第三十八条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

十五

十六 第三十九条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

十七

十八 第四十条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

十九

二十 第四十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

二十一

二十二 第四十二条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

二十三

二十四 第四十三条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

二十五

二十六 第四十四条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

二十七

二十八 第四十五条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

二十九

三十 第四十六条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

三十一

三十二 第四十七条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

三十三

三十四 第四十八条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

三十五

三十六 第四十九条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

三十七

三十八 第五十条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

三十九

四十 第五十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

四十一

四十二 第五十二条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

四十三

四十四 第五十三条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

四十五

四十六 第五十四条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

四十七

四十八 第五十五条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

四十九

五十 第五十六条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

五十

五十一 第五十七条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

五十二

五十三 第五十八条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

五十三

五十四 第五十九条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

五十四

五十五 第六十条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

五十五

五十六 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

五十六

五十七 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

五十七

五十八 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

五十八

五十九 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

五十九

六十 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十

六十一 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十一

六十二 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十二

六十三 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十三

六十四 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十四

六十五 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十五

六十六 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十六

六十七 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十七

六十八 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十八

六十九 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

六十九

七十 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十

七十一 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十一

七十二 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十二

七十三 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十三

七十四 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十四

七十五 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十五

七十六 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十六

七十七 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十七

七十八 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十八

七十九 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

七十九

八十 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十

八十一 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十一

八十二 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十二

八十三 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十三

八十四 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十四

八十五 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十五

八十六 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十六

八十七 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十七

八十八 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十八

八十九 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

八十九

九十 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十

九十一 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十一

九十二 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十二

九十三 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十三

九十四 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十四

九十五 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十五

九十六 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十六

九十七 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十七

九十八 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十八

九十九 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

九十九

一百 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百

一百零一 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百零一

一百零二 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百零二

一百零三 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百零三

一百零四 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百零四

一百零五 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百零五

一百零六 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百零六

一百零七 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百零七

一百零八 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百零八

一百零九 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百零九

一百一〇 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百一〇

一百一一 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百一一

一百一二 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百一二

一百一三 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百一三

一百一四 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百一四

一百一五 第六十一条 第五条の規定 (同条中消費税法第二

一百一五

| 項 目 ハ 項 第一 条 第 九 条 第 十 内 容 | 号 ハ 項 第一 条 第 八 内 容 | 第三 十 号 ハ 内 容 | 第三 十 号 ハ 内 容 | 第三 十 号 ハ 内 容 |
|---|---|--|---|--|
| 百 分 之 七 ・ 八 百 分 之 十 一 項 第一 条 第 十 内 容 | 内 容 (当該課税仕入れが他 の者から受けた元年輕減対 象資産の譲渡等に係るもの である場合には、資産の内 容及び元年輕減対象資産の 譲渡等に係るものである旨) 内 容 (当該課税資産の譲渡 等が元年輕減対象資産の譲 渡等である場合には、資産 の内 容及び元年輕減対象資 産の譲渡等である旨) | 内 容 (当該課税仕入れが他 の者から受けた元年輕減対 象資産の譲渡等をいう。 以下この章において同じ。) 百 八 分 之 六 ・ 四) | 内 容 (当該課税仕入れが他 の者から受けた元年輕減対 象資産の譲渡等に係るもの である場合には、資産の内 容及び元年輕減対象資産の 譲渡等に係るものである旨) 内 容 (当該課税資産の譲渡 等が元年輕減対象資産の譲 渡等である場合には、資産 の内 容及び元年輕減対象資 産の譲渡等である旨) | 内 容 (当該課税仕入れが他 の者から受けた元年輕減対 象資産の譲渡等をいう。 以下この章において同じ。) 百 八 分 之 六 ・ 四) |

条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法（三十年改正法附則第四十四条第二項）に規定する旧効力消費税法をいう。附則第五十条第二項において同じ。）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。（以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で元年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち元年適用日以後に課税資産の譲渡等を行ったものとみなされる部分に係る消費税については、前条第一項の規定は、適用しない。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置）

第三十六条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、当法第二十八条第一項に規定する対価の額（同法第二十九条第五十条までにおいて同じ。）を収入した日が元年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、当附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

消費税法第十八条第一項の個人事業者が、元年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が元年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

（国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が元年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十二条第一項の規定は、適用しない。

消費税法第六十条第二項の規定の適用を受けた國又は地方公共団体が、元年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払すべき会計年度の末日が元年適用日以後

第三十九条 元年軽減対象資産の譲渡等を行う事
（課税仕入れ等を適用税率別に区分することが
困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過
措置）

該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の規定の適用を受けた課税仕入れにつき、同条

二 鉄売業及び小売業に係る年減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間(二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等による課税期間を除き、元年適用日から元年適用日以後一年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。)中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納稅地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したもとのみなす。

第一項の規定の適用を受ける課税仕入れ等の税額の控除に係る消費税法第三十条第八項及び第九項の規定については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

第一項に規定する小売等軽減売上割合の計算方法その他の前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

第四十一条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である場合免用額について、三月前半

第四十四条 五年施行日から令和六年三月三十日までの間のいずれかの日に五年改正規定にによる改正後の消費税法（以下附則第五十三条の二までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者

4
新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日から五年施行日以後六年を経過するまでの日の属する課税期間中である事業者に限る）の当該登録開始日の属する課税期間（その基準期間における課税年高が若干円万円を超える課税期間を除く）にかかる税金を徴収する旨を規定する

に知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下附則第五十二条の二までにおいて「登録開始日」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われたものとみなす。

3 稅務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通

地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
い。 前項の規定により新消費税法第五十七条の二
第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定
により同条第三項の規定による登録に係る同条
第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当
該申請書に記載した事項に変更があつたとき
は、五年施行日前においても、同条第八項の規
定の例により、同項の届出書を提出しなければ
ならぬ。

三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項から第三項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があったことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)のうち当該登録開始日から

五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定（（二）以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。）「を削る部分に限る。」及び同法第七十九条の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）
附 則（平成二八年五月一八日法律第三九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定（公布の日（罰則に関する経過措置）
第十七条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成二八年五月一八日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成二八年一月二八日法律第八五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（平成二八年一月二八日法律第八六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成二八年一月二八日法律第八九号）抄
（施行期日）

施行する。ただし、第一章、第三章、第一百三十二条、第一百六条、第七百七条、第一百十条（第八十条）、（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第百四十四条及び第百五十五条の規定並びに附則第五十五条から第九条まで、第十一条、第十四条规定から第七条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十条から第二十三条まで及び第六条の規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 则 (平成二十九年三月三一日法律第四号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 及び 二 略
三 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日
イからホまで 略
ヘ 第六条中消費税法第四条第四項ただし書の改正規定
(消費税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十二条 第六条の規定による改正後の消費税法第二十五条の規定は、施行日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納稅地の異動について適用し、施行日前の第六条の規定による改正前の消費税法第二十五条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納稅地の異動については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

(政令への委任) 第百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十九年六月二三日法律第七百四十二条) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三日法律第七百四十二条) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第六十四条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定並びに附則百三十九条の規定

二 第一百三十九条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

三 から六まで 略

七 次に掲げる規定 令和二年四月一日
イ 及びロ 略

八 第五条中消費税法第三条の改正規定、同法第四十六条の次に二条を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定及び同法別表第三第三一号の表保険契約者保護機構の項の改正規定並びに附則第四十五条の規定

八から十一まで 略

十二 次に掲げる規定 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号) 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
イ 及びロ 略

ハ 第五条中消費税法別表第三第一号の表地 方住宅供給公社の項の次に次のように加える改正規定

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

第四十四条 施行日前に第五条の規定による改正前の消費税法(以下この項及び次項において「旧消費税法」という。)第十六条第一項に規定する長期割賦販売等(第五条の規定による改正後の消費税法(次条において「新消費税法」という。)第十六条第一項に規定するリース譲渡等を除く。以下この条において「特定長期割賦販

特定長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた事業者（消費税法第十九条第一項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）（施行日前に行われた特定長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた事業者を含む。）の施行日以後に終了する年又は事業年度（消費税法第二条第一項第十三号による期間を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に含まれる各課税期間（消費税法第二条第三項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人事業者（消費税法第二条に限るものとし、法人にあっては同年三月三十日以前に開始する事業年度に含まれる各課税期間に限る。次項及び第四項において「経過措置課税期間」という。））にあっては令和五年十一月三十一日以前に開始した課税期間（平成三十二年法律第七号）の規定期間（場合に限る。）の規定期間は、なおその効力を有するものとする。この場合において、同条第一項中「所得税法」（旧効力所得税法）とあるのは、「旧効力法人税法（三十年改正法）」（以下この項において「三十年改正法」という。）附則第八条第二項に規定する旧効力法人税法をいう。次項において同じ。）と、「法人税法」とあるのは、「旧効力法人税法（三十年改正法附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法）」と、「人税法」という。次項において同じ。）と、同条第二項ただし書中「所得税法」とあるのは、「旧効力所得税法」と、「法人税法」とあるのは、「旧効力法人税法」とする。

期間又は附則第八条第二項第一号に定める年の十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則第二十八条第二項第一号に定める事業年度終了の日の属する課税期間（以下この項及び第四項において「不適用課税期間」という。）の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該不適用課税期間において資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）を行つたものとみなす。

旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割賦販売等（前項の規定の適用を受けたものを除く。）のうち、個人事業者については令和五年十二月三十一日以前に開始した課税期間において、法人については同年三月三十一日以前に開始した事業年度に含まれる各課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとしなかつた部分がある場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第二項第二号に定める年又は附則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の初日以後にその支払の期日が到来するもの（当該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該年度の十二月三十一日の属する課税期間又は当該年度の十二月三十一日の属する課税期間において該事業年度終了の日の属する課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなす。

旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等が、前二項に規定する場合のいずれかに該当する場合において、当該特定長期割賦販売等につき附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定の適用を受けようとするときは、前二項の規定にかかわらず、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額で附則第八条第三項又は第二十八条第三項の規定により当該各年の総収入額に算入される収入額又は当該各事業年度の収益額に算入される収益の額（当該収入額又は収益の額に当該各年又は各事業年度に含まれる各課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなされた部分に係る金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に係る部分については、当該事業者が当該経過措置課税期

間に係る不適用課税期間又は附則第八条第二項第二号に定める年若しくは附則第二十二条第三項第二号に定める事業年度の初日の属する課税期間以後の各課税期間のうち、附則第八条第三項の規定の適用を受ける年の十二月三十一日の属する課税期間又は附則第二十八条第三項の規定の適用を受ける事業年度終了日の日の属する課税期間（次項において「適用課税期間」という。）において、資産の譲渡等を行つたものとみなすことができる。

5 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けようとする最初の適用課税期間に係る消費税法第十六条第三項に規定する申告書にその旨を付記するものとす。

6 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係る特定長期割賦販売等（第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。）につき附則第二十八条第七項の規定の適用を受けることとなつた場合には、当該特定長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額に同項の規定により当該事業年度の益金の額に算入される収益の額に係る部分については、当該事業者が当該事業年度終了日の属する課税期間において資産の譲渡等を行つたものとみなす。

7 第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販売等に係る事業を消費税法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人に承継させた場合又は第一項の規定の適用を受ける事業者が同法第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における特定長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（電子情報処理組織による消費税の申告の特例に関する経過措置）

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げて規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則開始する課税期間について適用する。

第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税法（次項において「新消費税法」という。）第三十条第十項の規定は、令和元年十月一日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において事業者が行つた課税仕入れについては、なお従前の例によつる。

2 新消費税法第三十条第十一項の規定は、施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年五月三一日法律第六号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 附則第三十条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十五第五十項及び第十六項並びに第七十二条の二十六第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九条の五の改正規定に限る。）、第四十四条、第五十条及び第七十一条の規定 平成三十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日

附 則（令和二年三月三一日法律第五号抄）

申告書については、当該申告書を提出した日とする)が到来する消費税について適用する。
(罰則に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について定める。

第一百三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(令和四年三月三一日法律第四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略
三 次に掲げる規定 令和五年一月一日
イ から今まで 略

二 第七条中消費税法第二十条第三号の改正規定、同法第二十一条の改正規定及び同法第二十五条(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第十九条第一項及び第三項の規定

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日
イ 第七条中消費税法第八条の改正規定(同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に一項を加える部分を除く。)及び附則第十九条第一項の規定

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)
第十九条 第七条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。)の規定は、令和五年四月一日以後に行われる課税資産の譲渡等(消費税法第二十二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前の規定は、令和五年四月一日以後に行われる課税資産の譲渡等については、なお從前の例による。

2 新消費税法第二十二条第一項及び第二項の規定は、令和五年一月一日以後の同条第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する資

産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納稅地の変更について適用し、同目前の第七条の規定による改正前の消費税法(次項において「旧消費税法」という。)第二十一条第一項から第三項までの規定によるこれららの規定に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納稅地の変更については、なお従前の例による。

3 新消費税法第二十五条の規定は、令和五年一月一日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納稅地の異動について適用し、同日前の旧消費税法第二十五条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納稅地の異動については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月三一日法律第三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略
三 から十まで 略

四 第六条中消費税法別表第二第七号の改正規定、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)附則第一条の四号に掲げる規定の施行の日

五 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。)第五十七条の二第五項の登録の拒否の処分がされないものについての処分については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行にした行為に対する罰則の適用について定める。

(政令への委任)

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十一条、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定

(政令への委任)

第二十条 第六条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新消費税法」という。)第八条第五項及び第六項の規定は、令和五年五月一日以後に行われる物品の譲渡(消費税法第八条第一項に規定する物品の譲渡をいう。以下この項において同じ。)に係る譲渡又は譲受け(新消費税法第八条第四項ただし書の承認を受けないでされる同項に規定する譲渡又は譲受けをいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に行われた物品の譲渡に係る譲渡又は譲受けについては、なお従前の例によ

る。

2 新消費税法第五十七条の四第三項の規定は、令和五年十月一日以後に国内において消費税法第一条第一項第四号に規定する事業者が行う新消費税法第五十七条の四第一項の規定の適用を受けける同項に規定する課税資産の譲渡等につき行う消費税法第三十八条第一項に規定する売上に係る対価の返還等について適用する。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(消費税法の一部改正に伴う調整規定)

第二十一条 附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日が令和五年十月一日前である場合に、第六条のうち消費税法別表第二第七号の改正規定中「別表第二第七号」とあるのは、「別表第一第七号」とする。

(罰則に関する経過措置)

第七十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

(政令)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十五条、第十六条及び第二十六条の規定

(政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構法(令和五年法律第四十六号)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場

| |
|--|
| <p>八 物品切手（商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいい、郵便切手類に該当するものと除く。）その他これに類するものとして政令で定めるもの（別表第二の二において「物品切手等」という。）の譲渡</p> <p>五 次に掲げる役務の提供</p> <p>イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その他の料金の徴収が法令に基づくもの（政令で定めるものを除く。）</p> <p>（1）登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定</p> <p>（2）検査、検定、試験、審査、証明及び講習</p> <p>（3）公文書の交付（再交付及び書換交付を含む。）、更新、訂正、閲覧及び謄写</p> <p>（4）裁判その他の紛争の処理</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>六 外国為替及び外債業務に関する事項の報告）に規定する外債業務（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第五号（業務の範囲）に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く。）に係る役務の提供</p> <p>（うち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあっては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、國家公務員共済組合法（昭和</p> <p>八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護</p> <p>ハ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護</p> <p>口 イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの</p> <p>ハ 裁判所法（昭和二十一年法律第五十九号）第六十二条第四項（執行官）又は公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第一項（手数料等）の手数料を対価とする役務の提供</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>九 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第一項（定義）に規定する埋葬に係る資産の譲渡等（第六号及び前号イ及びロの規定に該当するものを除く。）</p> <p>八 医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（第六号及び前号イ及びロの規定に該当するものを除く。）</p> <p>七 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として政令で定めるもの（別表第二の二において「身体障害者用物品」という。）の譲渡、貸付けその他の政令で定める資産の譲渡等</p> <p>六 一次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）</p> <p>五 健康保険法（昭和二十二年法律第二十六条第一項第一号及び第二号（業務）の規定による損害賠償額の支払（同法第七十二条第一項第一号及び第二号（業務）の規定による損害を填補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>四 别表第二の二（第六条関係）</p> <p>一 有価証券等（外国為替及び外債業務第六条第一項第七号に規定する支払手段のうち同号ハに掲げるものが入力されている財務省令で定める媒体を含む。）</p> <p>二 郵便切手類</p> <p>三 印紙</p> <p>四 証紙</p> <p>五 物品切手等</p> <p>六 身体障害者用物品</p> <p>七 教科用図書</p> |
|--|

別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三）
関係

| 名称 | 委託者保護基 金 | 一般財團法人 | 一般社團法人 | 一般社團法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号) | 根拠法 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号) |
|------------|-------------|---|---|--|---------------------------------|
| 株式会社国際協力銀行 | ○ | 医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第 四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。) | 医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第 四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。) | 医療法 | 医療法 |
| 株式会社国際協力銀行 | ○ | 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十二条第五項(私立専修学校等)の規定により設立された法人を含む)の規定に | 貸金業協会 | 沖縄振興開発金融公庫(沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)) | 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号) |

| 宗教法人 | 社会保険労務士会 | 社会保険診療報酬支払基金 | 社会福祉法人 | 司法書士会 | 自動車安全運転センター | 市街地再開発組合 | 国立大学法人 | 管理研究機関 | 国民年金基金 | 国民年金基金 | 国民年金基金 | 国民健康保険組合 | 国家公務員共済組合連合会 | 国家公務員共済組合 | 機構 | 小型船舶検査 | 港務局 | 更生保護法人 | 公益財団法人 |
|------------------------|-------------------------|--------------------------------|--------|------------------------|----------------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|----------|------------------------|------------------------|---------|-------------|-----|--------------|-------------|
| 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十九号） | 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号） | 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第一百二十九号） | 社会福祉法 | 司法書士法（昭和二十九年法律第一百四十七号） | 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号） | 市街地再開発法（昭和四十年法律第三十八号） | 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号） | 管理研究機関法（令和五年法律第四十六号） | 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号） | 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号） | 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号） | 国民健康保険法 | 国家公務員共済組合法（昭和八年法律第十一号） | 国家公務員共済組合法（昭和八年法律第十一号） | 機構（港務局） | 小型船舶検査（港務局） | 港務局 | 更生保護事業法（港湾法） | 公益財団法人（港湾法） |

| | | |
|---------|---------------------------|----------------------------|
| 二 協会 | 労働組合（法 人であるもの に限る。） | 労働組合法（昭和二十四 年法律第七百七十四号） |
| | 労働災害防止 | 労働災害防止団体法 |

二
外国若しくは外国の地方公共団体又は外国
に本店若しくは主たる事務所を有する法人で
前号の表に掲げる法人のうちいずれかのもの
に準ずるものとして政令で定めるところによ
り財務大臣が指定したもの